

第2期勝浦市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

勝 浦 市

は じ め に

全国的に少子化が進行し、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していく総合的な取り組みが求められている中で、国は、保育所等の待機児童解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒し実施、放課後児童対策の推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化など、子育て支援対策を加速させております。



こうした流れを踏まえ、本市におきましても、地域の実情を反映した「第2期勝浦市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画は、令和2年度から令和6年度までの5カ年を計画期間とし、これまで平成27年度から取り組んでまいりました第1期計画を検証し、今後の幼児期の教育・保育や子ども・子育て支援事業をどのように確保していくかを定めたものです。

本市では、建設を進めておりました「勝浦こども園」が完成し、本年1月にオープンいたしました。幼稚園と保育所の良さを兼ね備えた幼保連携型認定こども園として、一時保育室や子育て支援室、病後児保育室も完備し、一人ひとりの子どもを大切に育てることを目標に、子どもの年齢に応じた教育・保育・子育て支援を提供してまいります。

また、放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）の運営につきましても、利用実績の増加に合わせ、ルーム面積の拡大や職員確保に努めているところでございますが、更なる事業量の確保、利用時間の拡大や質の向上を図るため、運営を民間事業者に委託する公設民営に移行するとともに、勝浦小学校区を対象とした「新かつうら放課後ルーム」の開設を計画しております。

情熱・対話・地元愛をモットーに、なお一層の子育て支援の強化に取り組み、未来の勝浦を担う子どもたちの健やかな成長を支えてまいります。

終わりに、この計画策定にあたり「ニーズ調査」にご協力をいただいた多くの市民の皆様、審議にご尽力いただきました「勝浦市子ども・子育て会議」の委員はじめ関係各位に対しまして心からお礼申し上げます。

令和2年3月

勝浦市長

土屋 元

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	4
第2章	子ども・子育てをめぐる本市の現状	5
1	地理的状況	5
2	人口と世帯の状況	6
3	婚姻・出産等の状況	10
4	就業の状況	13
5	教育・保育事業の状況	15
6	アンケート調査結果の概要	17
7	本市の現状からみる課題	32
第3章	計画の基本的な考え方	34
1	本市の子ども・子育て施策の方向性	34
2	計画の基本理念	34
3	計画の基本目標	35
4	評価指標	36
5	施策体系	37
第4章	子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	38
1	子ども・子育て支援新制度の概要	38
2	教育・保育提供区域	39
3	児童数の見込み	40
4	教育・保育の量の見込みと確保方策	41
5	地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策	45
6	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	54
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	55
第5章	子ども・子育て支援施策の展開	56
1	地域における子育て支援が広がる勝浦市	56
2	子育て家庭の健康を守る勝浦市	60
3	生きる力と学ぶ喜びが育まれる勝浦市	63
4	子どもが安心してのびのび育つ勝浦市	66
5	支援が必要な家庭とともに歩む勝浦市	69

第6章	計画の推進体制.....	72
1	計画の進行管理	72
2	情報提供・周知	72
3	広域調整や県との連携.....	72
4	協働の支援体制づくり	73
資料編		74
1	勝浦市子ども・子育て会議条例.....	74
2	勝浦市子ども・子育て会議委員名簿	76
3	計画策定の経過	77
4	法制度に係る資料.....	78

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

我が国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も減少傾向はとどまることなく少子化は進行しています。平成30年の合計特殊出生率は1.42となっており、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、我が国では概ね2.07程度）を大きく下回っています。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が増大しており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するために、総合的かつ長期的な少子化へ対処するための「少子化社会対策基本法」や子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを集中的、計画的に進めるための「次世代育成支援対策推進法」等を制定し、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など、総合的な少子化対策を推進してきました。

平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度を創設しました。

本市では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「勝浦市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

その後、全国的に少子化が進行する中、依然として待機児童は存在しており、国は、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施、放課後児童対策のさらなる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、本市では、第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期勝浦市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、子ども・子育ての推進に関する事項として定められている、次の事項について記載します。

- ① 区域の設定
- ② 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、令和7年3月まで10年間延長されています。

本市では、法律の有効期限の延長の趣旨を踏まえ、本計画を「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される「市町村行動計画」の性格を持ち合わせるものとして、次の事項について位置付けます。

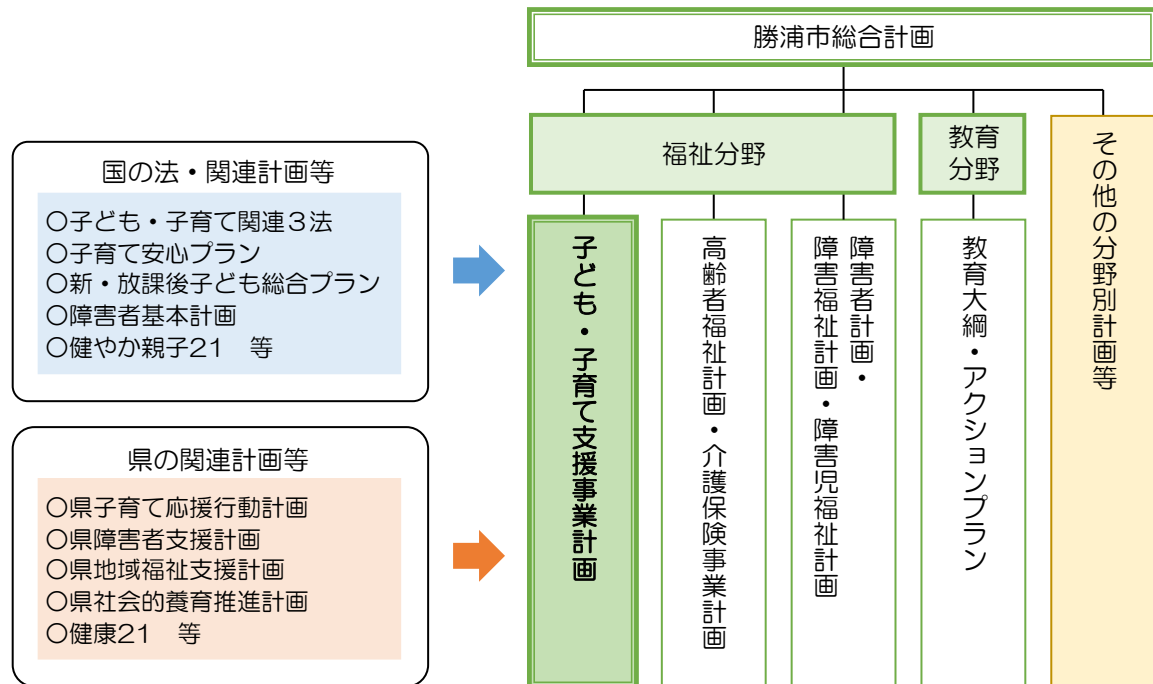
- ① 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- ② 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

(3) 本市の関連計画に配慮した計画

本計画は、本市全体の子育て支援とも深く関わりを持つため、上位計画である「勝浦市総合計画」や、福祉部門のその他関連計画との整合、連携を図るものとします。

特に、障害児支援の体制整備にあたっては、障害福祉計画との整合性を図るとともに、子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

■関連計画等との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				

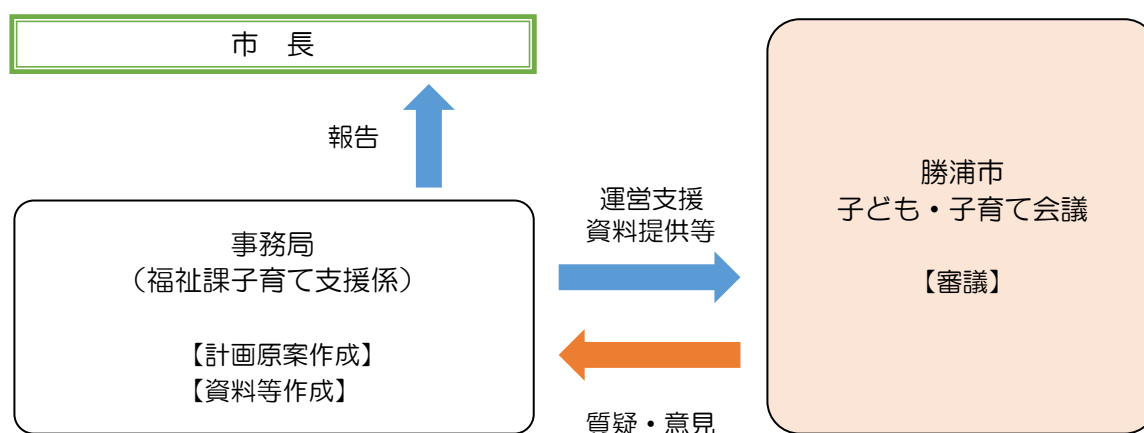
4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議による検討

本計画の策定にあたって、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、市は条例に基づく審議会として「勝浦市子ども・子育て会議」を設置し、全3回にわたる会議において、調査審議を行いました。

会議は、学識経験者をはじめ、事業者・公募市民等の12人で構成されています。

■策定体制図



(2) 子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたって、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために、市内の就学前児童の保護者468人、市内の小学生の保護者554人を対象に、平成31年1月15日から平成31年1月25日にアンケート調査を実施しました。

■調査結果

	対象者	回収数	有効票数	有効回答率
就学前児童保護者	468 件	373 件	373 件	79.7%
小学生保護者	554 件	520 件	514 件	92.8%

(3) パブリックコメント

「勝浦市子ども・子育て会議」で協議された計画案を、令和2年1月29日から令和2年2月19日まで、市のホームページ等で公表し、広く市民の方々から意見を募集しました。

募集にあたっては、「広報かつうら」等でパブリックコメントの実施について周知しました。

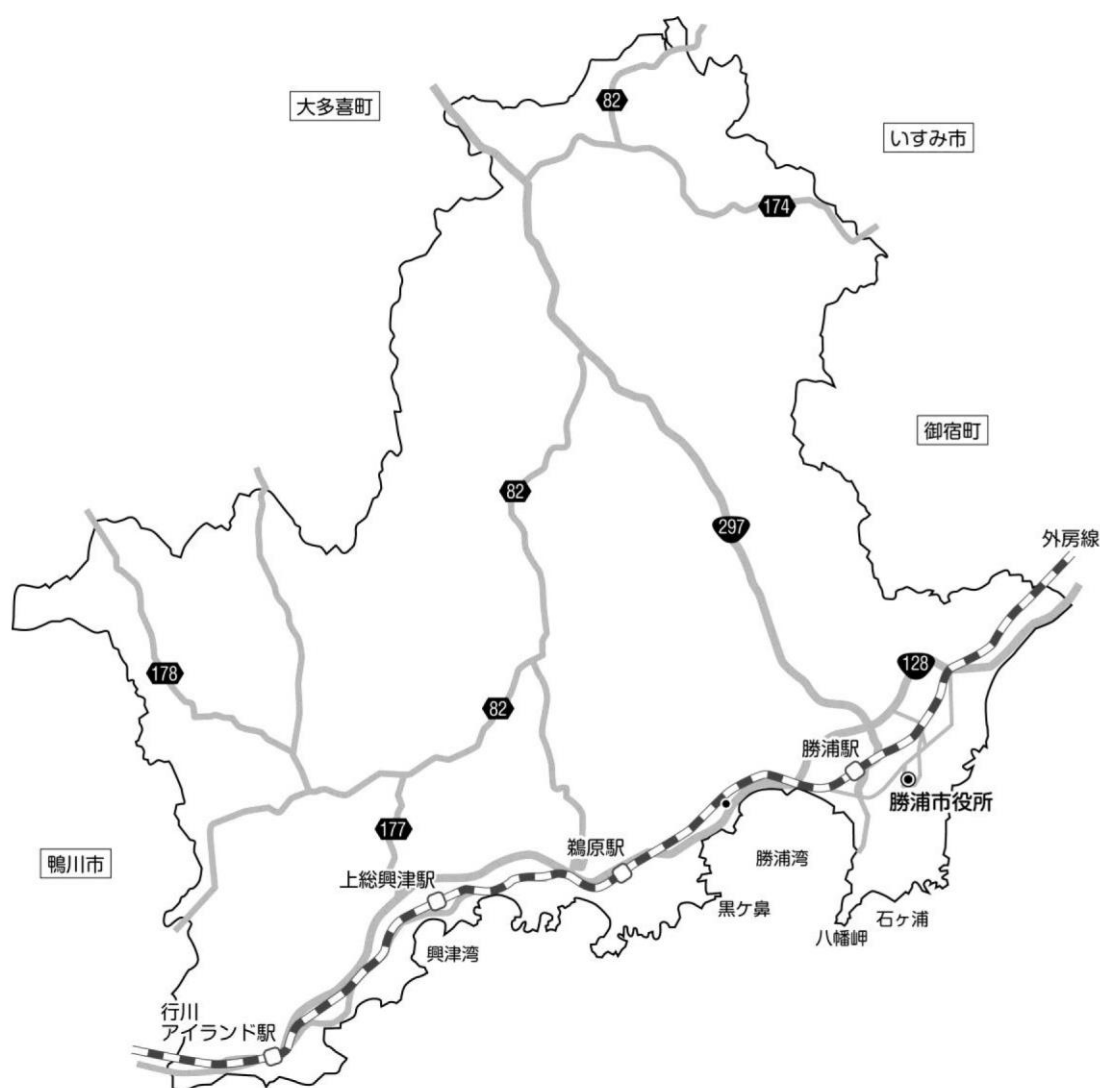
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1 地理的状況

本市は、千葉県南東部に位置しており、昭和33年に勝浦町から市制移行しました。平成30年には市制施行60周年を迎え、平成31年4月1日現在の人口は17,325人、面積は93.96㎢となっています。

南を太平洋に面する本市の地形は、市域の大半を山地が占めており、鉄道は海岸沿線にJR外房線勝浦駅を含めて4駅あります。

また、隣接自治体として、北に大多喜町、東にいすみ市・御宿町、西に鴨川市と面しています。



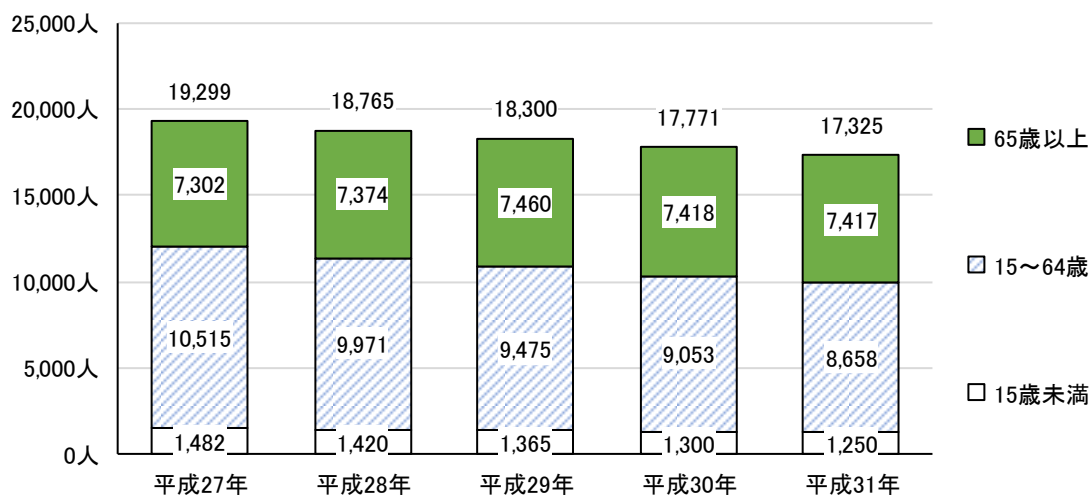
2 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

総人口は、平成31年4月1日現在で、17,325人となっています。平成27年からの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で1,974人の減少となっています。

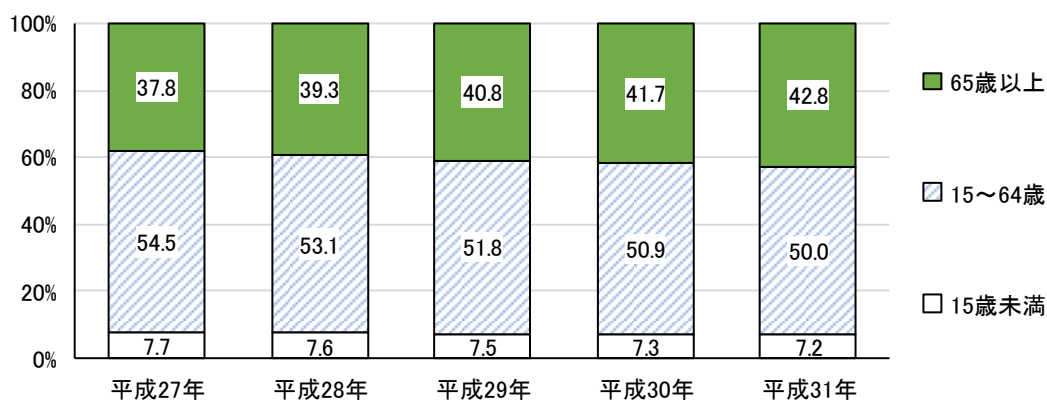
年齢3区分でみると、近年はすべての区分で人口減となっていますが、15～64歳の生産年齢人口と15歳未満の年少人口の減少率が高いことから、65歳以上の高齢者人口割合が年々増加し、平成31年には42.8%となっています。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移

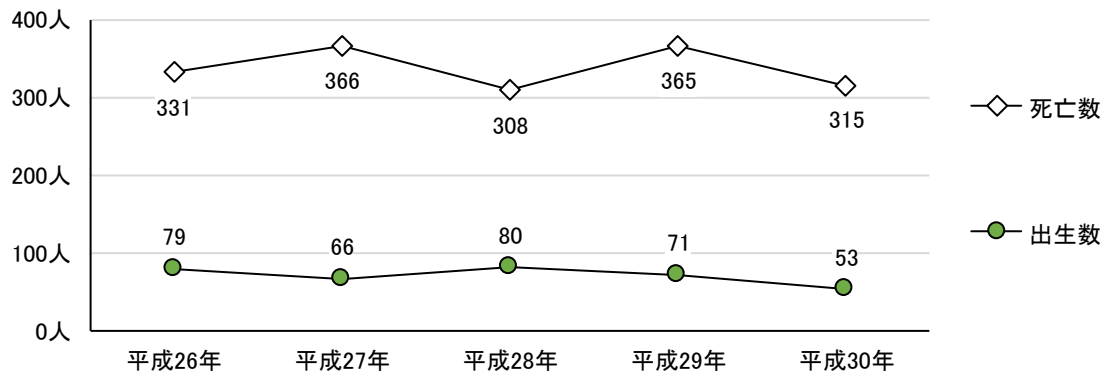


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態

出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回って推移しています。

■出生数及び死亡数の推移

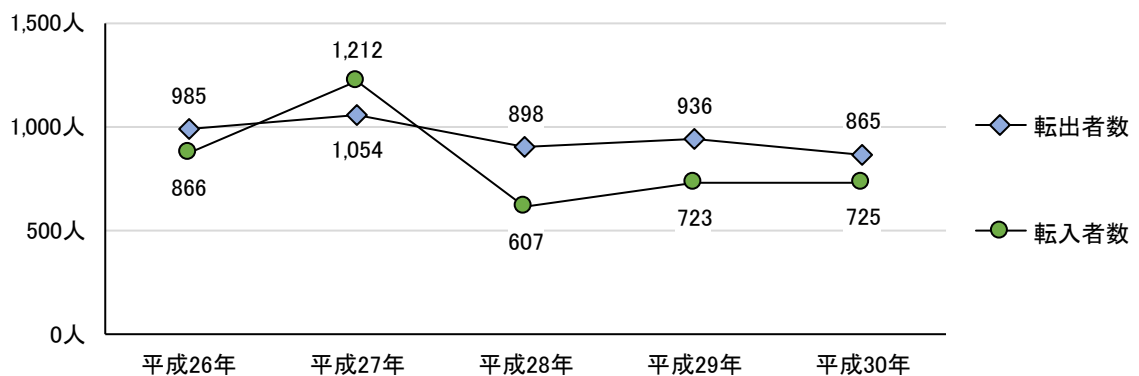


資料:千葉県毎月常住人口調査

(3) 社会動態

転入者数及び転出者数の推移をみると、平成28年以降、転出者数が転入者数を上回って推移しています。

■転入者数及び転出者数の推移

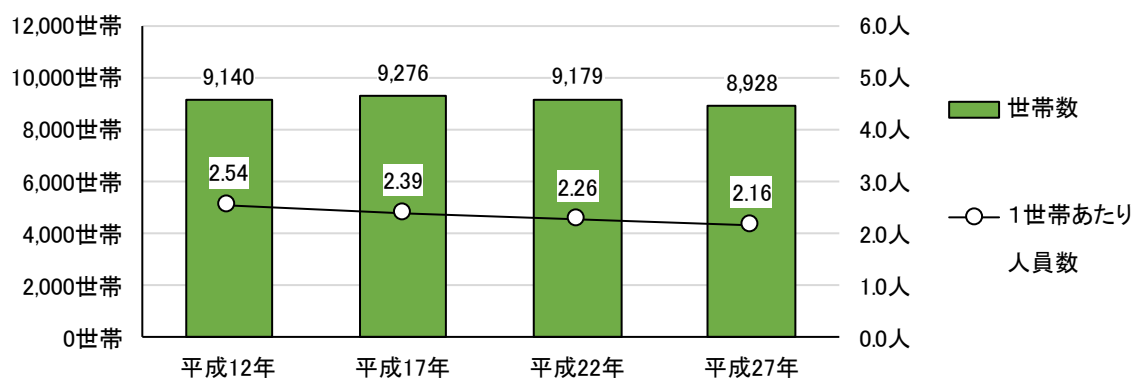


資料:千葉県毎月常住人口調査

(4) 世帯数

世帯数は、平成17年をピークに減少しており、平成27年は8,928世帯となっています。
また、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料:国勢調査

(5) 世帯類型

世帯類型をみると、単独世帯が年々増加しています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみ世帯と女親と子どもの世帯が一貫して増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移

(単位:世帯)

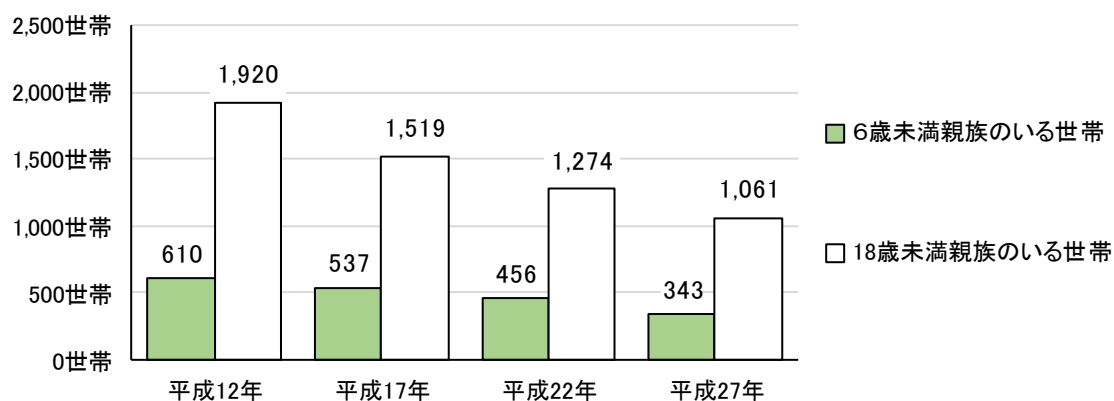
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯	3,439	3,750	3,877	4,057
核家族世帯	3,658	3,756	3,724	3,597
夫婦のみ	1,524	1,624	1,707	1,719
夫婦と子ども	1,570	1,470	1,331	1,210
男親と子ども	107	118	126	104
女親と子ども	457	544	560	564
三世代世帯	1,479	1,223	1,223	789
その他の世帯	564	547	340	485
一般世帯数(合計)	9,140	9,276	9,164	8,928

資料:国勢調査(世帯の家族類型「不詳」を除く)

(6) 子どものいる世帯数

18歳未満の子どもがいる世帯について、平成27年の国勢調査では、6歳未満親族のいる世帯は343世帯、18歳未満親族のいる世帯は1,061世帯となっており、子どものいる世帯は年々減少している状況です。

■子どもがいる世帯数の推移



資料:国勢調査

(7) 母子世帯・父子世帯

18歳未満の子どもがいる世帯の母子世帯及び父子世帯の状況をみると、平成12年から平成17年にかけて、母子世帯と父子世帯ともに大幅に増加しています。

特に母子世帯は父子世帯を上回って推移しており、平成27年では18歳未満親族のいる世帯が父子世帯の8世帯に対し、母子世帯は49世帯となっています。

■母子世帯及び父子世帯の推移

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	6歳未満親族のいる世帯	6	13	10	7
	18歳未満親族のいる世帯	21	56	44	49
父子世帯	6歳未満親族のいる世帯	0	0	0	0
	18歳未満親族のいる世帯	3	13	13	8

資料:国勢調査

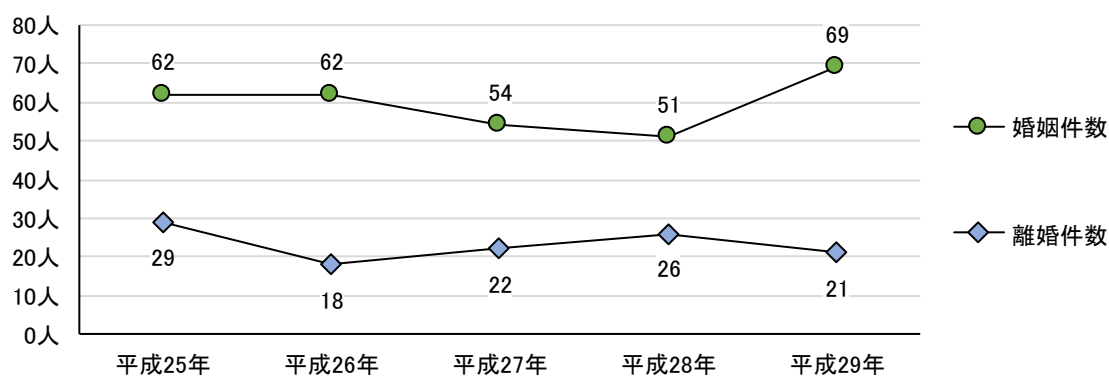
3 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

婚姻件数は減少傾向にありましたが、平成29年に増加し69件となっています。

離婚件数は20人前後で推移しており、平成29年では21件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移



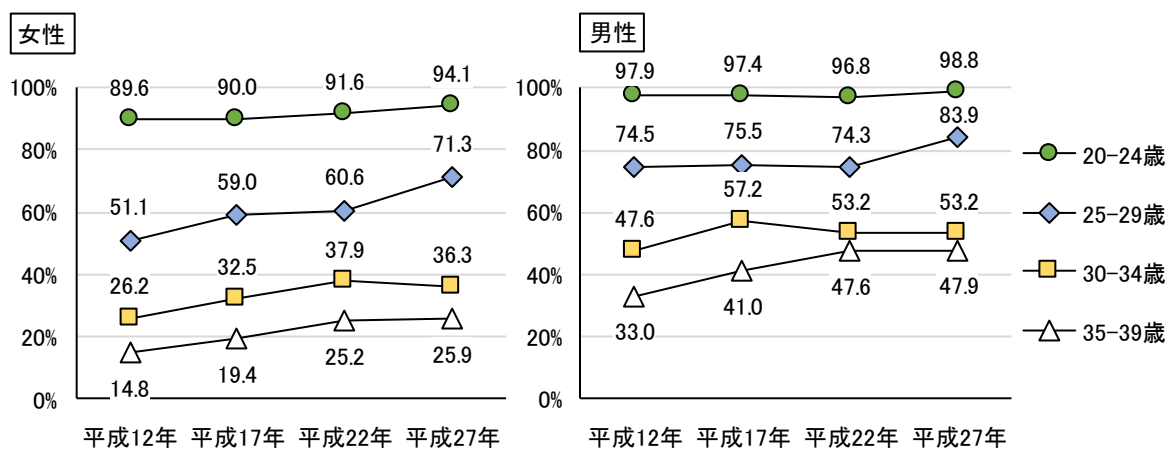
資料:千葉県人口動態統計

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。

平成22年から平成27年の間では、男女ともに30歳代に大きな変化はありませんが、25～29歳の未婚率が急増しています。

■未婚率の推移



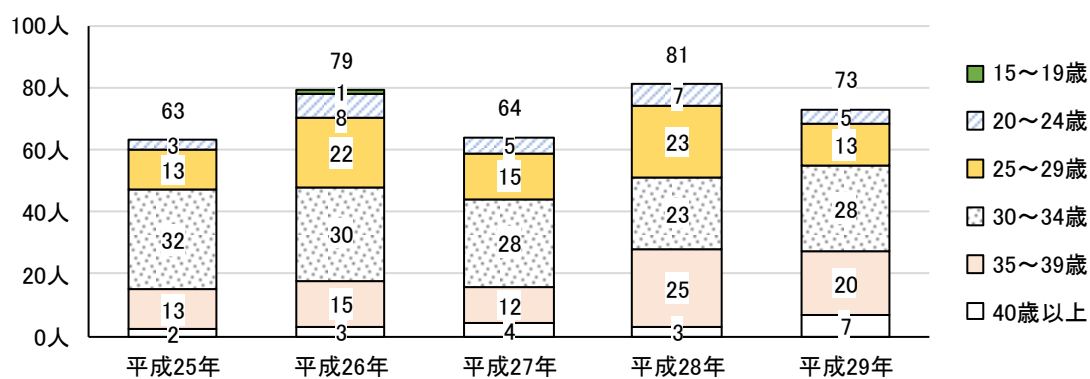
資料:国勢調査

(3) 出生数

出生数は、増減を繰り返して推移しており、平成29年は73人となっています。

母親の年齢別に出生数をみると、30～34歳と35～39歳の30歳代が多くなっています。

■母親の年齢別出生数の推移

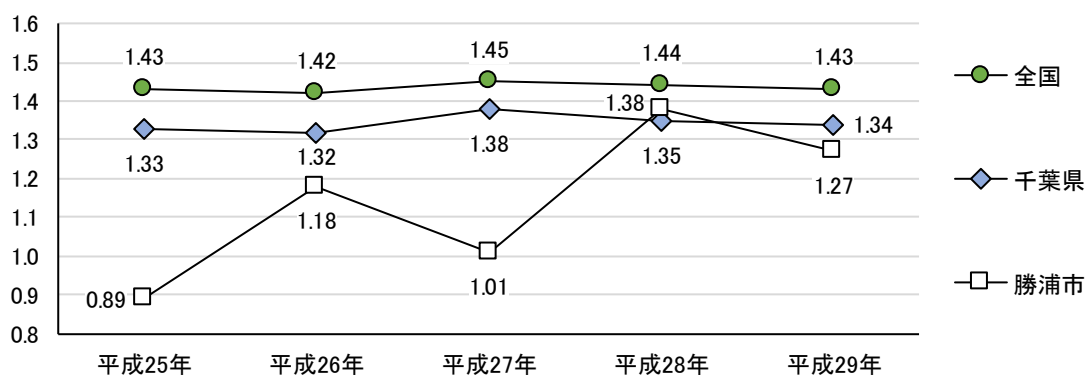


資料：千葉県衛生統計年報（年齢不詳は除く）

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成29年で1.27となっており、全国及び県の数値を下回っています。

■合計特殊出生率の推移

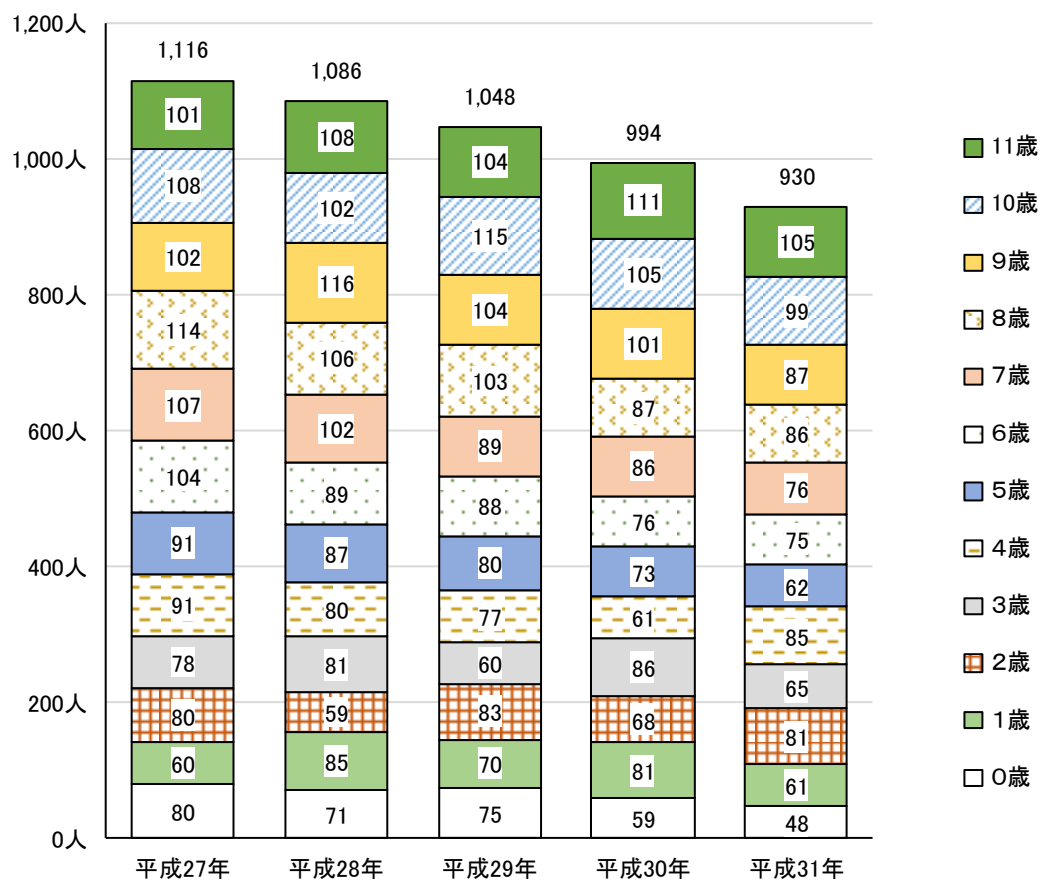


資料：千葉県人口動態統計

(5) 児童数

12歳未満の児童数は、年々減少しており、平成31年4月1日現在で930人となっており、5年前の平成27年からは186人減少しています。

■児童数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

4 就業の状況

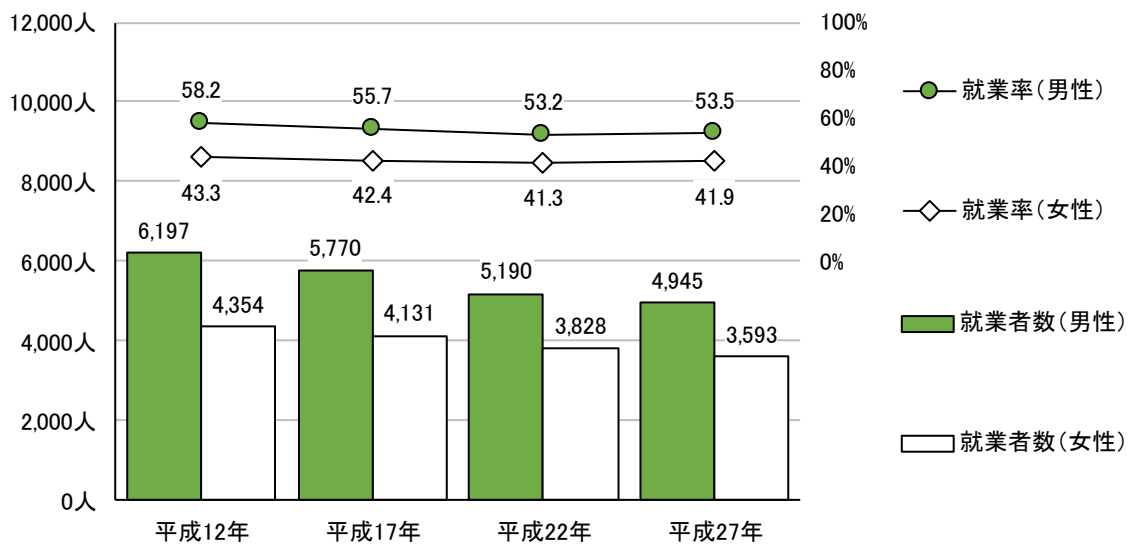
(1) 就業者数・就業率

就業者数は、男女ともに平成12年から年々減少しており、平成27年では男性が4,945人、女性が3,593人となっています。

就業率は、男女ともに平成22年から平成27年にかけて微増し、平成27年では男性が53.5%、女性が41.9%となっています。

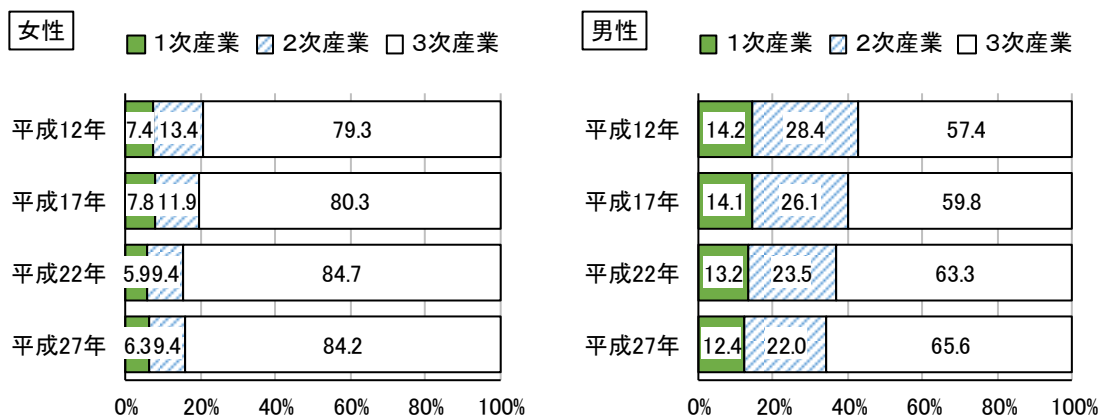
産業分類別の割合をみると、男女ともに3次産業が過半数を占めています。

■就業者数及び就業率の推移



資料: 国勢調査

■産業分類別就業者の推移



資料: 国勢調査(分類不能除く)

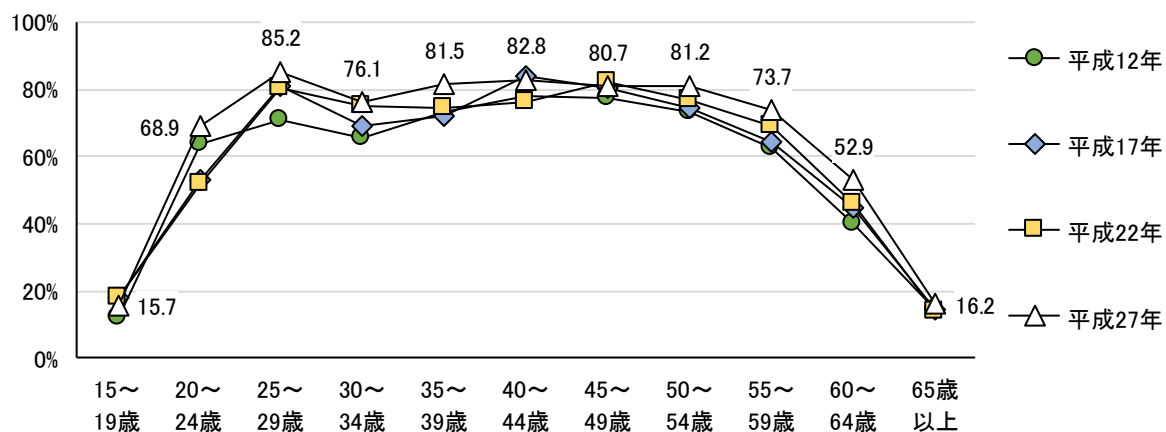
(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が減少傾向にある中で、女性は増加傾向にあります。

また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。

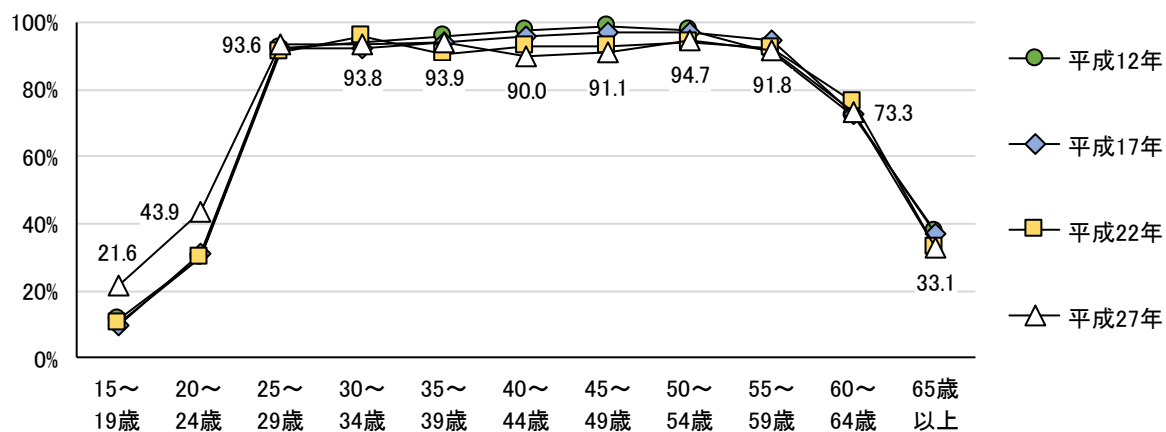
30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

5 教育・保育事業の状況

(1) 保育所児童数

本市では、平成31年4月1日現在、公立保育所3か所（中央保育所・上野保育所・総野保育所）において保育を実施しています。在所児童数は、平成27年以降240人～260人で推移しており、平成30年から平成31年にかけて増加しています。

■市内の認可保育所の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数（か所）	3	3	3	3	3
定員（人）	395	395	395	350	350
在所児童数（人）	260	258	240	240	256
0歳	1	2	5	5	1
1～2歳	44	52	65	58	77
3～5歳	215	204	170	177	178

資料：勝浦市（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園園児数

本市では、令和元年12月まで、公立幼稚園1か所（勝浦幼稚園）において幼児教育を実施していました。在所園児数は、30人台で推移しています。

令和2年1月からは、勝浦幼稚園と中央保育所が勝浦こども園（幼保連携型認定こども園）として整備されています。

■市内の幼稚園の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
施設数（か所）	1	1	1	1	1
定員（人）	90	90	90	90	90
在所園児数（人）	34	36	33	35	30
3歳	7	11	13	12	9
4歳	15	9	11	12	9
5歳	12	16	9	11	12

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 小学校児童数

本市の小学校児童数は年々減少しており、令和元年5月1日現在で516人となっています。

■市内の小学校の状況

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
学校数（か所）	7	6	6	6	5
学級数（クラス）	58	52	50	50	44
単式学級	42	38	37	38	32
複式学級	3	2	2	1	2
特別支援学級	13	12	11	11	10
児童数（人）	622	612	591	556	516
1 年生	99	88	88	74	74
2 年生	107	99	88	85	74
3 年生	111	106	99	87	85
4 年生	98	112	105	97	85
5 年生	108	99	110	104	95
6 年生	99	108	101	109	103

資料：勝浦市（各年5月1日現在）

(4) 放課後ルーム利用児童数

本市の放課後児童健全育成事業は、「放課後ルーム」の名称で受け入れを行っており、市内6か所に整備されています。

登録児童数は増加傾向にあり、令和元年5月1日現在で207人となっています。

■市内の学童保育室の状況

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
設置数（か所）	6	6	6	6	6
定員（人）	216	216	216	270	270
登録児童数（人）	185	197	205	192	207

資料：勝浦市（各年5月1日現在）

6 アンケート調査結果の概要

本調査は子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を見直すにあたり、市民の子育てに関する現状等を把握し、子ども・子育て支援の実態や課題等を整理するための基礎資料とするために実施しました。

■調査期間

平成31年1月15日（火）～平成31年1月25日（金）

■調査対象

種類	対象者	配付数
就学前児童保護者	市内の就学前児童の保護者	468件
小学生保護者	市内の小学生の保護者	554件

■回収結果

種類	配付数	回収数	有効票数	有効回答率
就学前児童保護者	468件	373件	373件	79.7%
小学生保護者	554件	520件	514件	92.8%

■アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 図表タイトルの【SA】は単数回答、【MA】は複数回答可の質問であることを示しています。
- 調査結果の比率は、設問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを示しています。そのため、その合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 本文中の「前回調査」は、第1期計画策定時（平成25年）に実施した調査です。

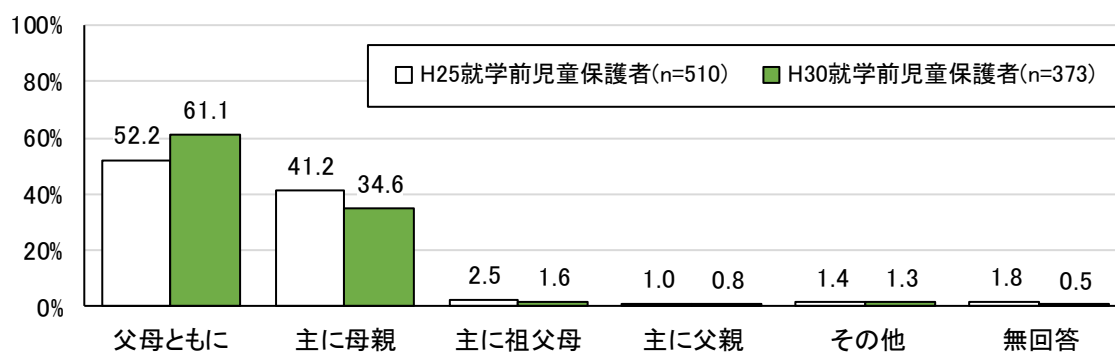
(1) 主に子育てをしている人

主に子育てをしている人について、就学前児童の保護者では「父母ともに」が61.1%で最も多く、次いで「主に母親」が34.6%となっています。

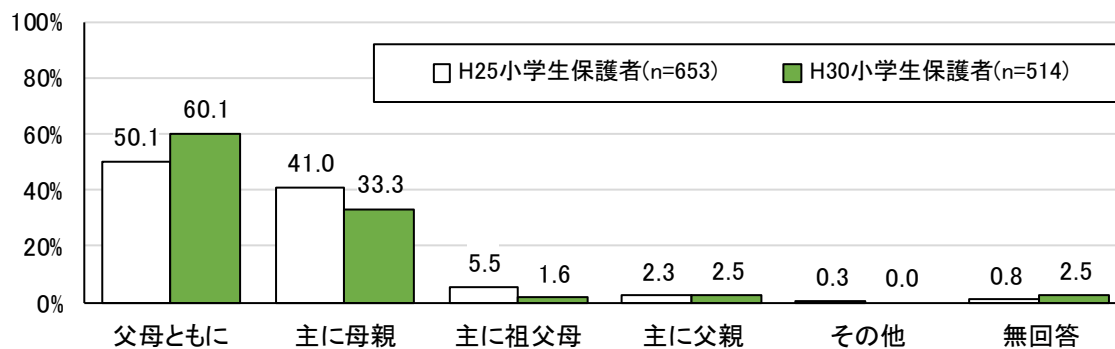
小学生の保護者も「父母ともに」が60.1%で最も多く、次いで「主に母親」が33.3%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童保護者と小学生保護者ともに「主に母親」が減少し、「父母ともに」が増加しています。

■就学前児童保護者【SA】



■小学生保護者【SA】



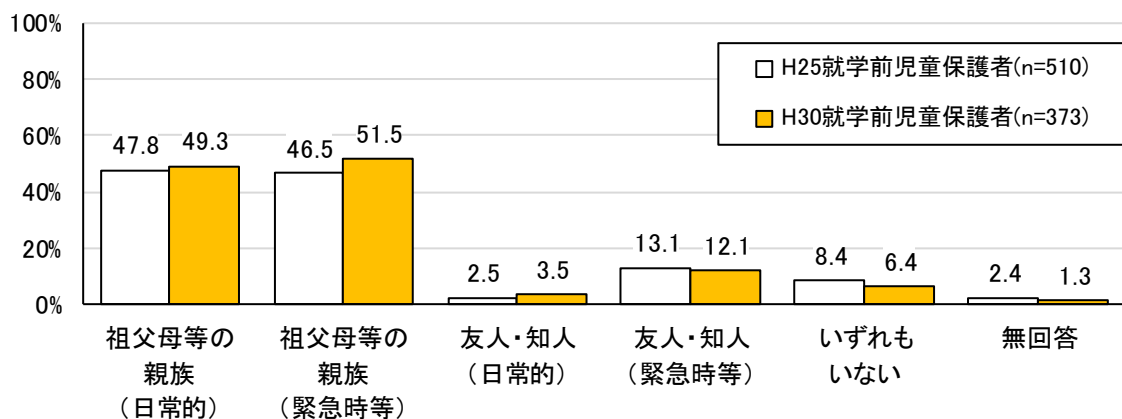
(2) 子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について、就学前児童の保護者では「祖父母等の親族（緊急時等）」が51.5%で最も多く、次いで「祖父母等の親族（日常的）」が49.3%となっています。「いずれもない」と回答した方は6.4%となっています。

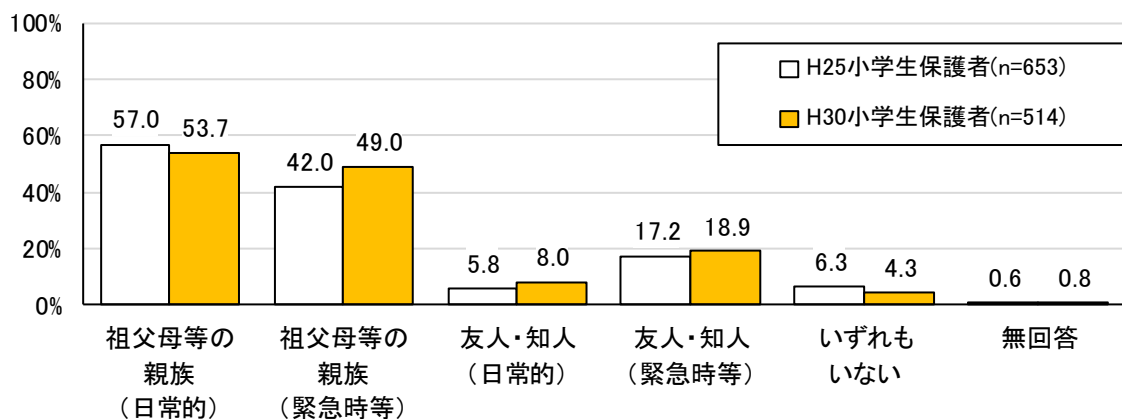
小学生の保護者では「祖父母等の親族（日常的）」が53.7%で最も多く、次いで「祖父母等の親族（緊急時等）」が49.0%となっています。「いずれもない」と回答した方は4.3%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童保護者と小学生保護者ともに「いずれもない」と回答した方が減少しています。

■就学前児童保護者【MA】



■小学生保護者【MA】



(3) 気軽に相談できる人・場所

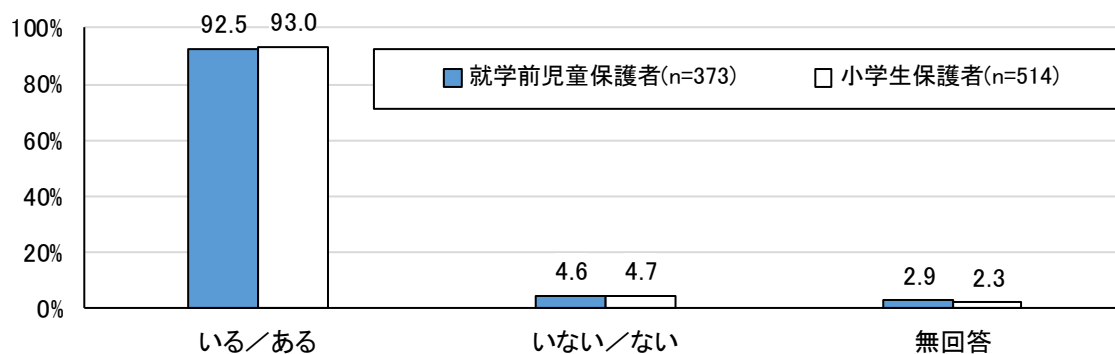
気軽に相談できる人・場所について、就学前児童の保護者では「いる／ある」が92.5%、小学生の保護者では93.0%を占めています。

気軽に相談できる人・場所が「いる／ある」と回答した方の相談先は、就学前児童の保護者では「祖父母等の親族」が83.5%で最も多く、次いで「友人や知人」が81.2%で、身近な人が大半を占めていると考えられます。

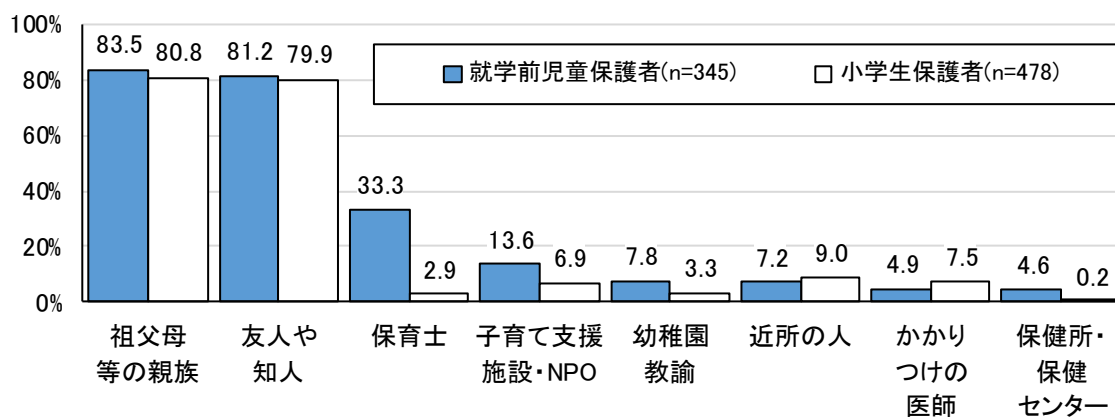
小学生の保護者も「祖父母等の親族」が最も多く80.8%を占め、次いで「友人や知人」が79.9%で、就学前児童の保護者と同様の傾向が見られます。

なお、気軽に相談できる人・場所が「いない／ない」と回答した就学前児童の保護者は4.6%、小学生の保護者は4.7%となっています。

■気軽に相談できる人・場所の有無【SA】



■気軽に相談できる人・場所【MA・上位8位】



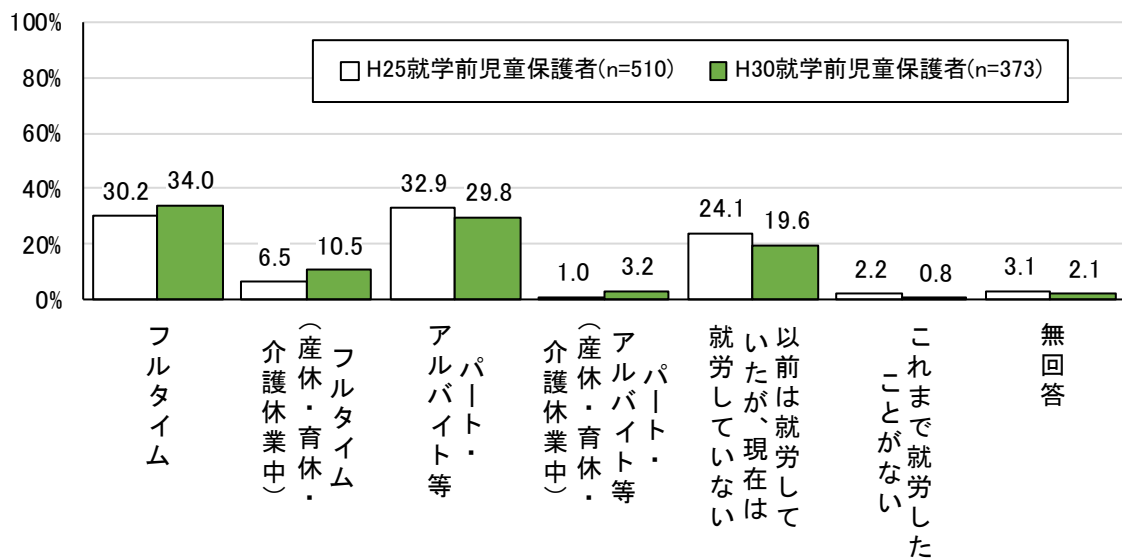
(4) 母親の就労状況

就学前児童の保護者の就労状況は、「フルタイム」が34.0%、「パート・アルバイト等」が29.8%で、産休・育休・介護休業中と合わせると77.5%となっています。

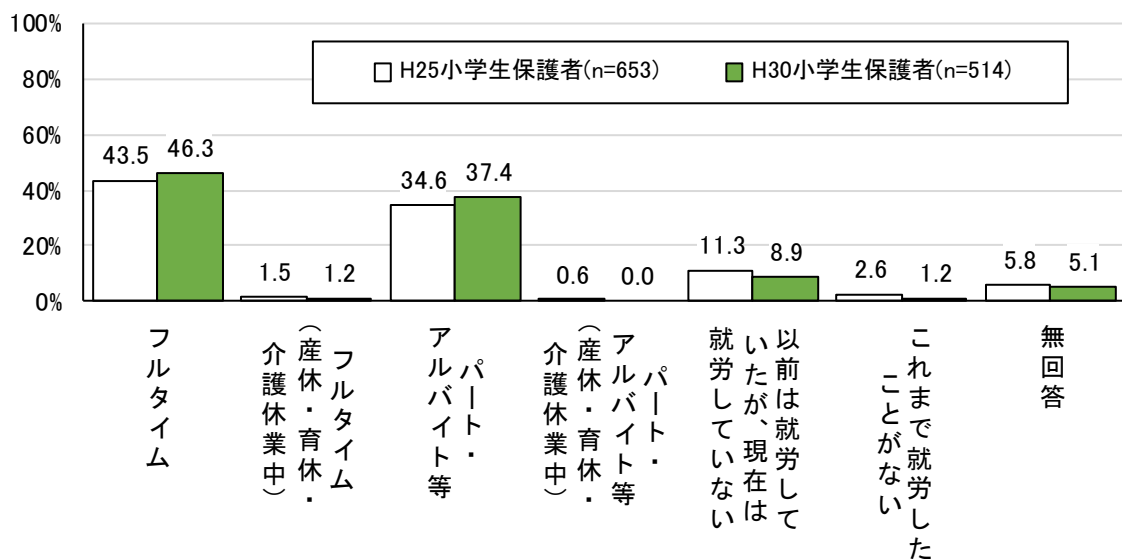
小学生の保護者の就労状況は、「フルタイム」が46.3%、「パート・アルバイト等」が37.4%で、産休・育休・介護休業中と合わせると84.9%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、就労している母親が増加しており、就学前児童の保護者は前回調査から6.9ポイント増、小学生の保護者は前回調査から4.7ポイント増となっています。

■未就学児童の母親の就労状況【SA】



■小学生の母親の就労状況【SA】



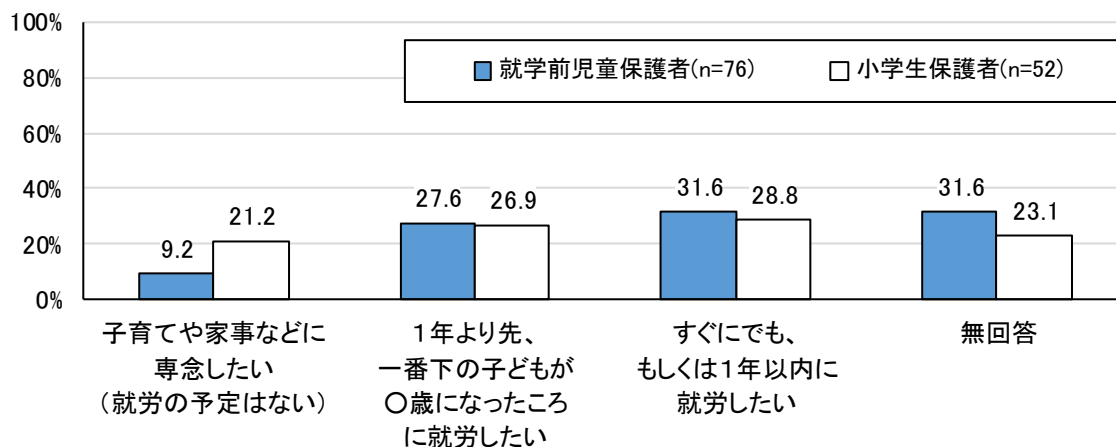
(5) 現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向について、就学前児童の保護者では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が31.6%で最も多く、次いで「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が27.6%となっています。

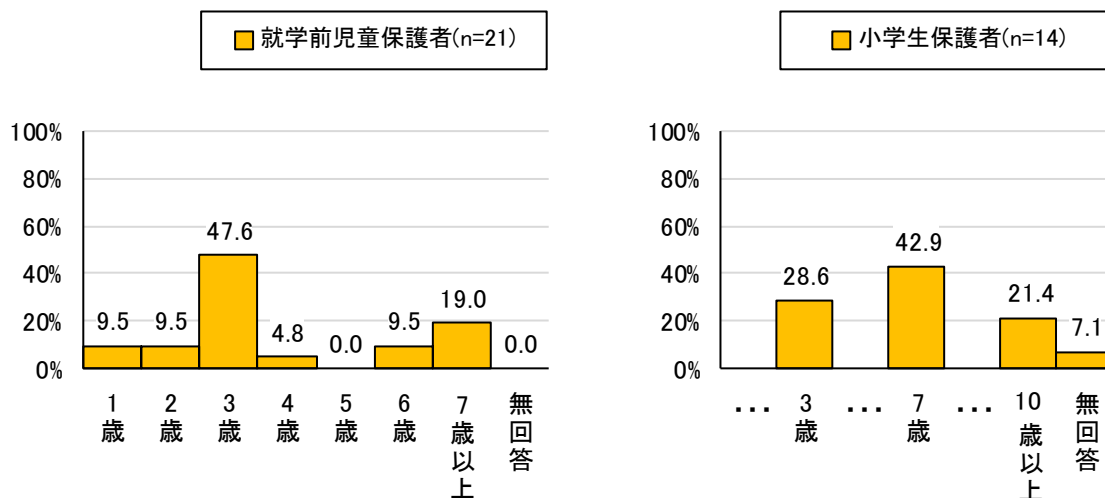
小学生の保護者も「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が最も多く28.8%、次いで「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が26.9%となっています。

「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」と回答した方の子どもの年齢は、就学前児童の保護者では「3歳以上」が47.6%で最も多く、小学生の保護者では「7歳」が42.9%となっています。

■現在就労していない母親の就労意向【SA】



■就労したい子どもの年齢【数値】

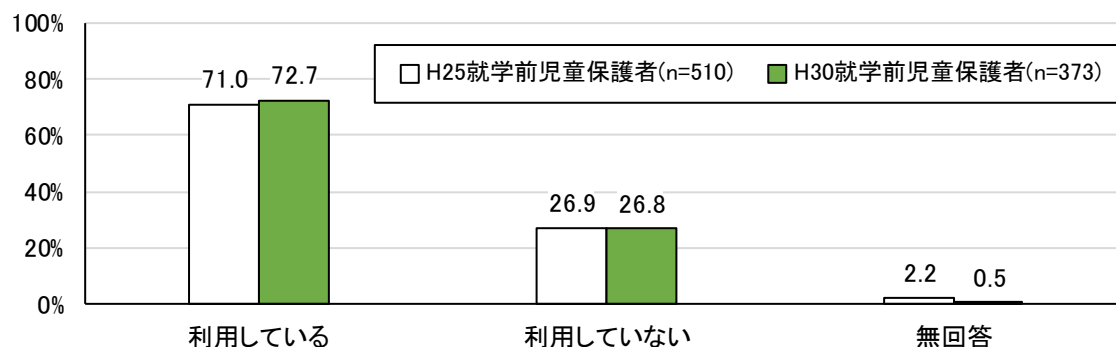


(6) 平日の教育・保育事業の利用状況

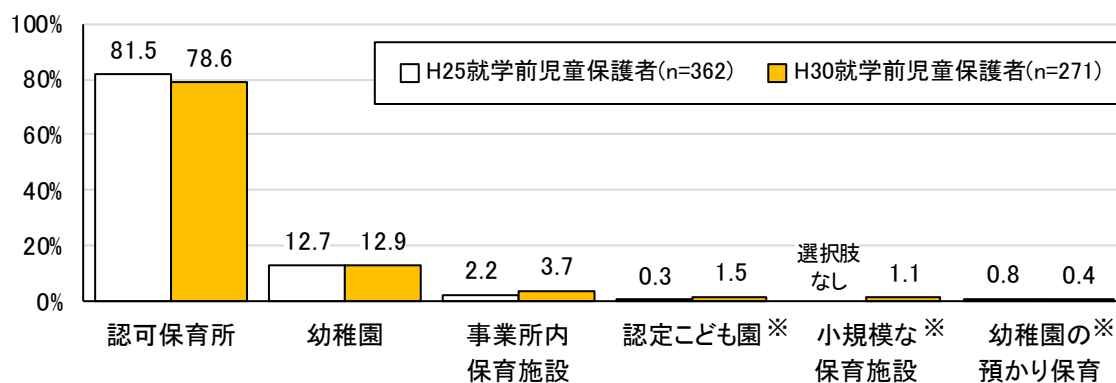
平日の教育・保育事業の利用について、「利用している」が72.7%を占めており、前回調査と同水準となっています。

「利用している」と回答した方の利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が78.6%で最も多く、次いで「幼稚園」が12.9%となっており、利用状況に大きな変化は見られませんでした。

■教育・保育事業の利用状況【SA】



■利用している教育・保育事業【MA・上位6位】



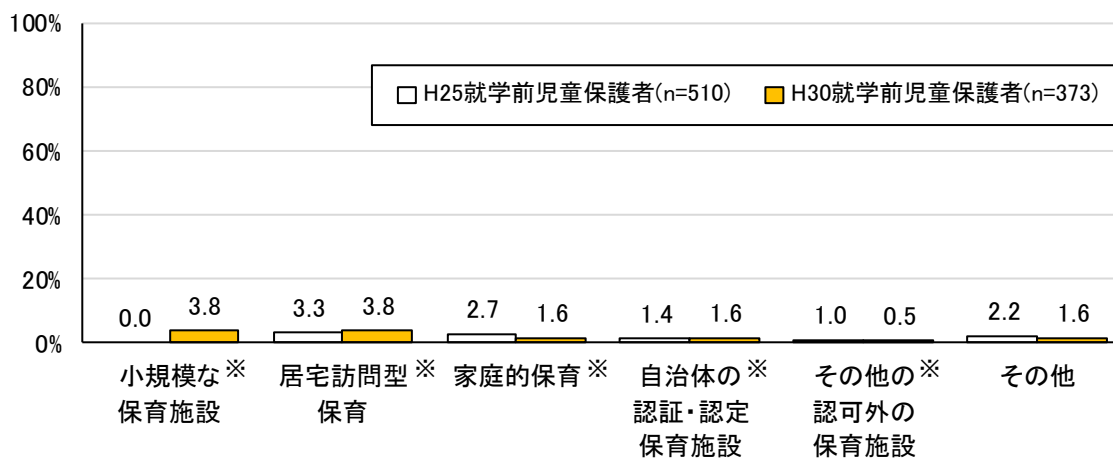
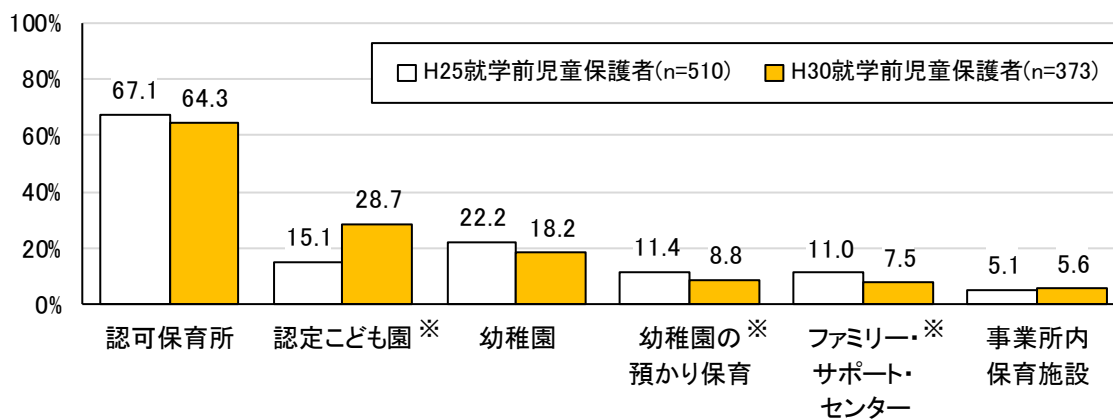
※印のついている事業は調査実施時点（平成31年1月）で勝浦市内では未実施

(7) 平日の教育・保育事業の利用希望

利用を希望する平日の教育・保育事業は、「認可保育所」が64.3%で最も多く、次いで「認定こども園」が28.7%、「幼稚園」が18.2%、「幼稚園の預かり保育」が8.8%となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園」と「事業所内保育施設」の利用希望が増加しているほか、「小規模な保育施設」や「居宅訪問型保育」なども少ない割合ではあるものの利用希望が挙げられています。

■利用を希望する教育・保育事業【MA・上位12位】



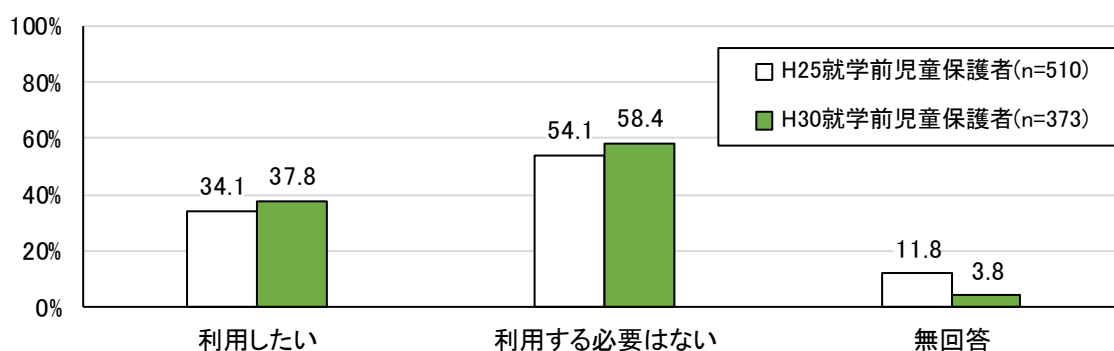
※印のついている事業は調査実施時点（平成31年1月）で勝浦市内では未実施

(8) 一時保育の利用希望

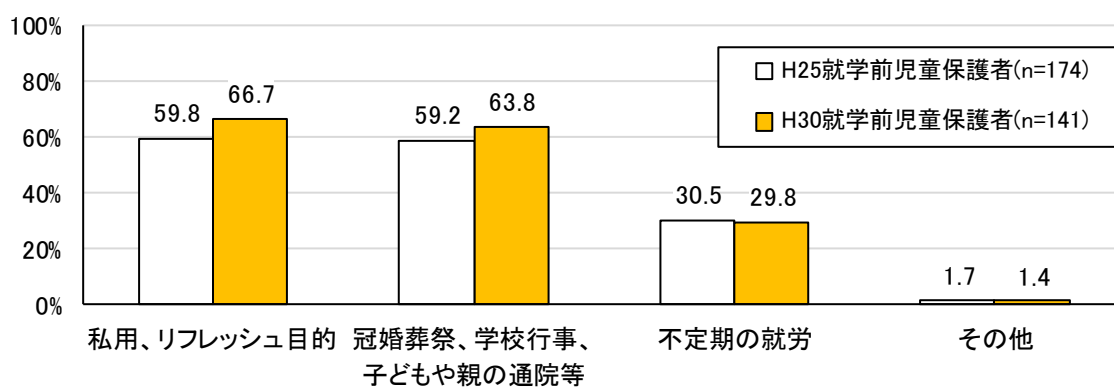
私用等の目的での事業の利用は、「利用したい」が37.8%となっており、前回調査から増加しています。

利用目的としては、「私用、リフレッシュ目的」と「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が過半数を占めています。前回調査と比較すると、「私用、リフレッシュ目的」は6.9ポイント増、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」は4.6ポイント増となっています。

■一時保育の利用希望【SA】



■一時保育の利用を希望する理由【MA】

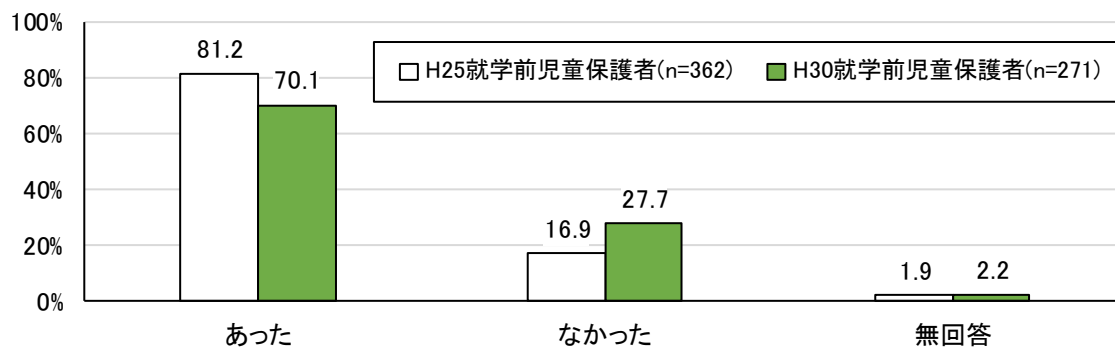


(9) 病気やけがの場合の対処方法

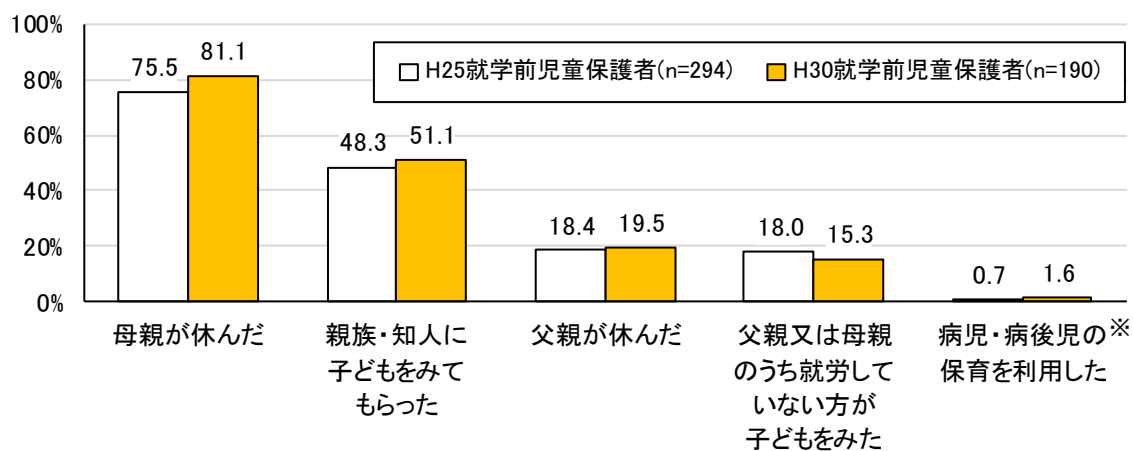
平日の教育・保育事業を利用している家庭において、子どもが病気やけがで通常の事業が利用できなかったことは「あった」が70.1%で、前回調査から11.1ポイント増加しています。

そのうち「母親が休んだ」が81.1%を占め、前回調査から5.6ポイント増となっています。

■教育・保育事業が利用できなかったこと【SA】



■教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法【MA・上位5位】



※印のついている事業は調査実施時点（平成31年1月）で勝浦市内では未実施

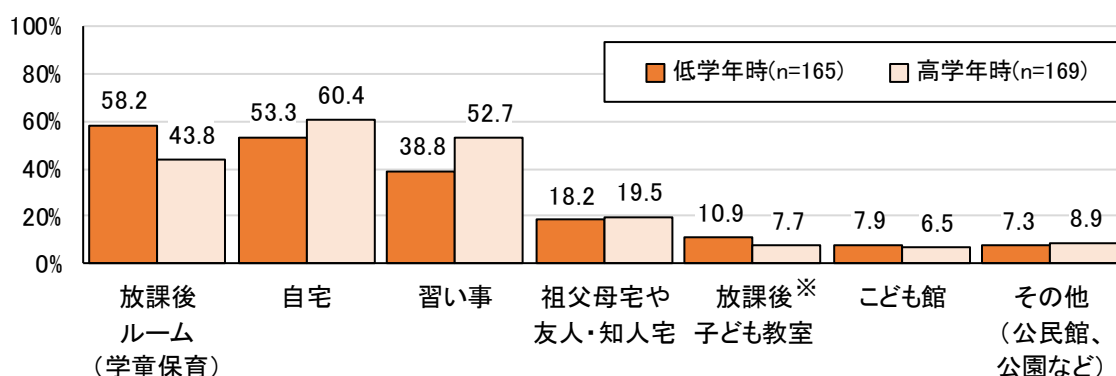
(10) 放課後の過ごし方

就学前児童の保護者が希望する低学年時の放課後の過ごし方は、「放課後ルーム（学童保育）」が58.2%で最も多く、次いで「自宅」が53.3%、「習い事」が38.8%となっています。

高学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が60.4%で最も多く、次いで「習い事」が52.7%となっており、「放課後ルーム（学童保育）」は43.8%となっています。

小学生の保護者による実際の放課後の過ごし方は、「自宅」が67.3%で最も多く、「習い事」が41.4%、「放課後ルーム（学童保育）」が32.5%となっています。

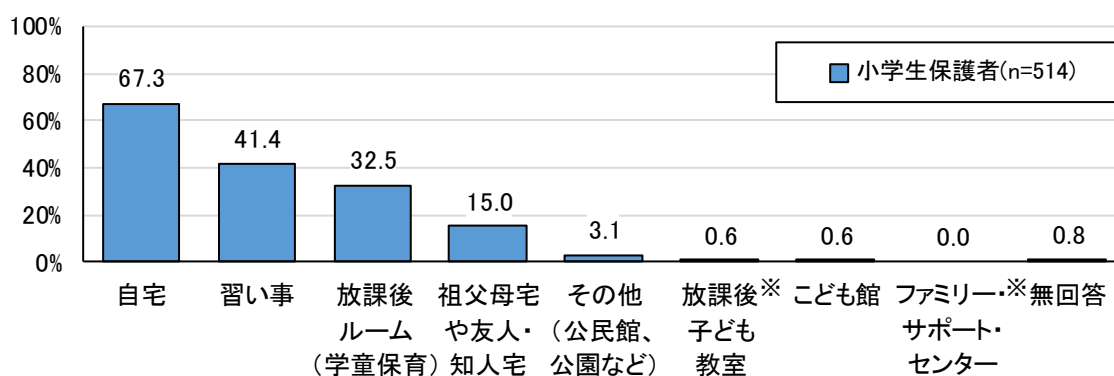
■就学前児童保護者・希望する放課後の過ごし方【MA】



※印のついている事業は調査実施時点（平成31年1月）で勝浦市内では未実施

※無回答を除外して集計しています

■小学生保護者・実際の放課後の過ごし方【MA】



※印のついている事業は調査実施時点（平成31年1月）で勝浦市内では未実施

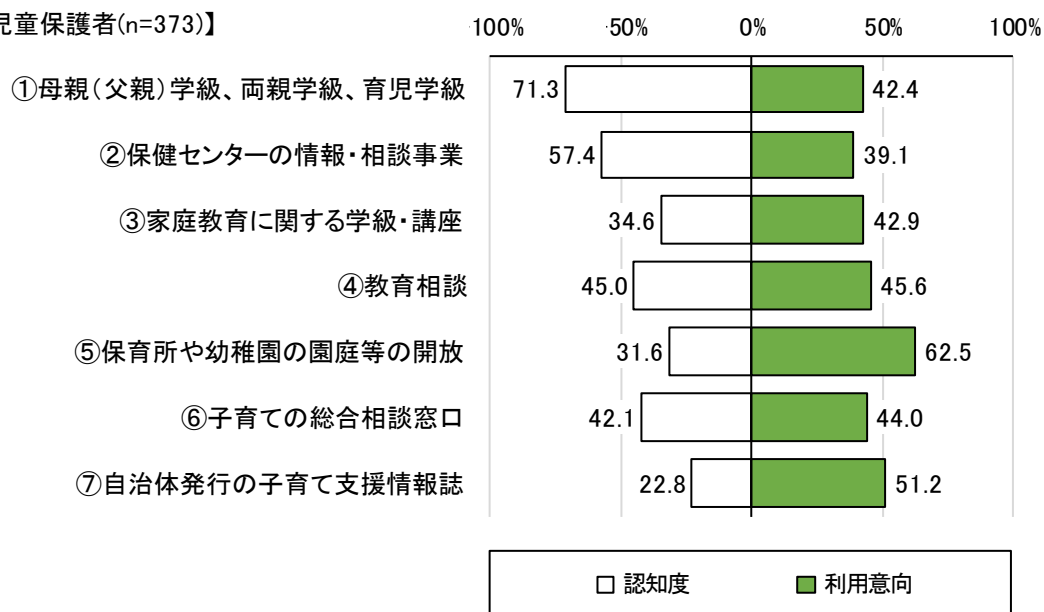
(11) 各種事業等の認知度と利用意向

各種事業等の認知度は、割合が高い順に「①母親（父親）学級、両親学級、育児学級」、「②保健センターの情報・相談事業」、「④教育相談」、「⑥子育ての総合相談窓口」、「③家庭教育に関する学級・講座」となっています。

利用意向は、割合が高い順に「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「⑦自治体発行の子育て支援情報誌」、「④教育相談」、「⑥子育ての総合相談窓口」、「③家庭教育に関する学級・講座」となっています。

■就学前児童保護者・各種事業等の認知度と利用意向【SA】

【就学前児童保護者(n=373)】



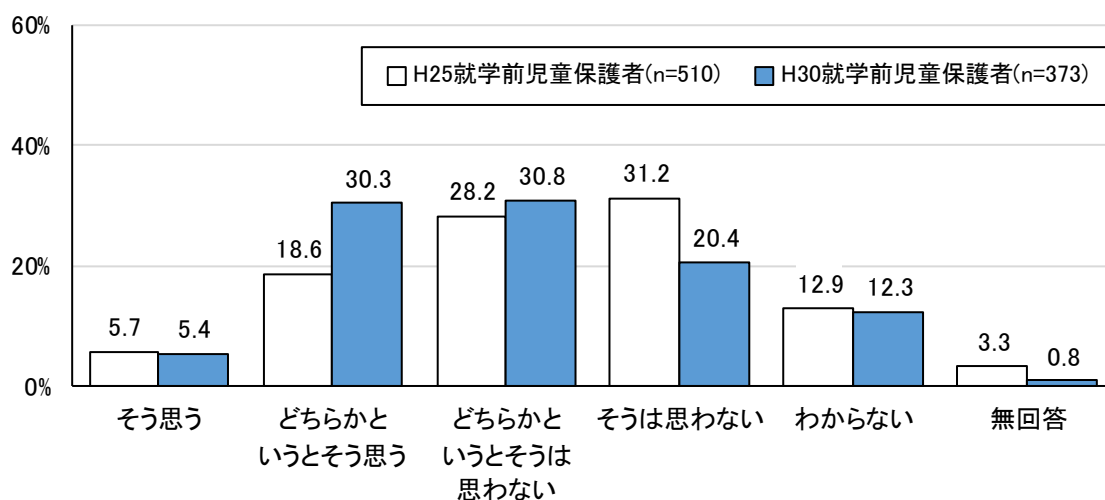
(12) 子育てのしやすさ

勝浦市は子育てしやすいまちだと思うかという質問に対して、就学前児童の保護者は「どちらかというとは思わない」が30.8%で最も多く、次いで「どちらかというと思う」が30.3%、「そうとは思わない」が20.4%となっています。

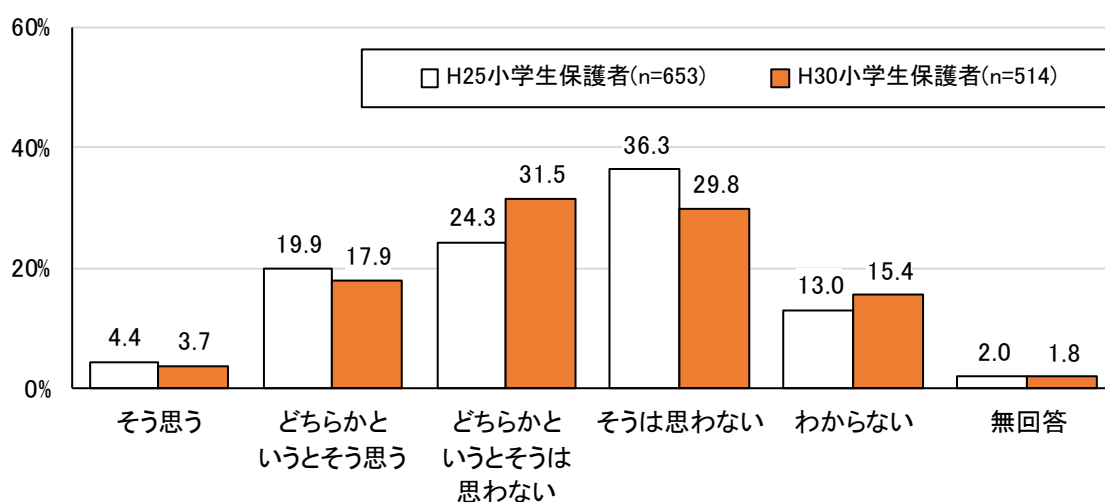
前回調査と比較すると、「そうとは思わない」が10.8ポイント減少し、「どちらかというと思う」が11.7ポイント増加しています。

小学生の保護者では、「どちらかというとは思わない」が31.5%で最も多く、次いで「そうとは思わない」が29.8%となっており、就学前児童の保護者より厳しい評価になっています。

■就学前児童保護者・子育てのしやすさ【SA】



■小学生保護者・子育てのしやすさ【SA】

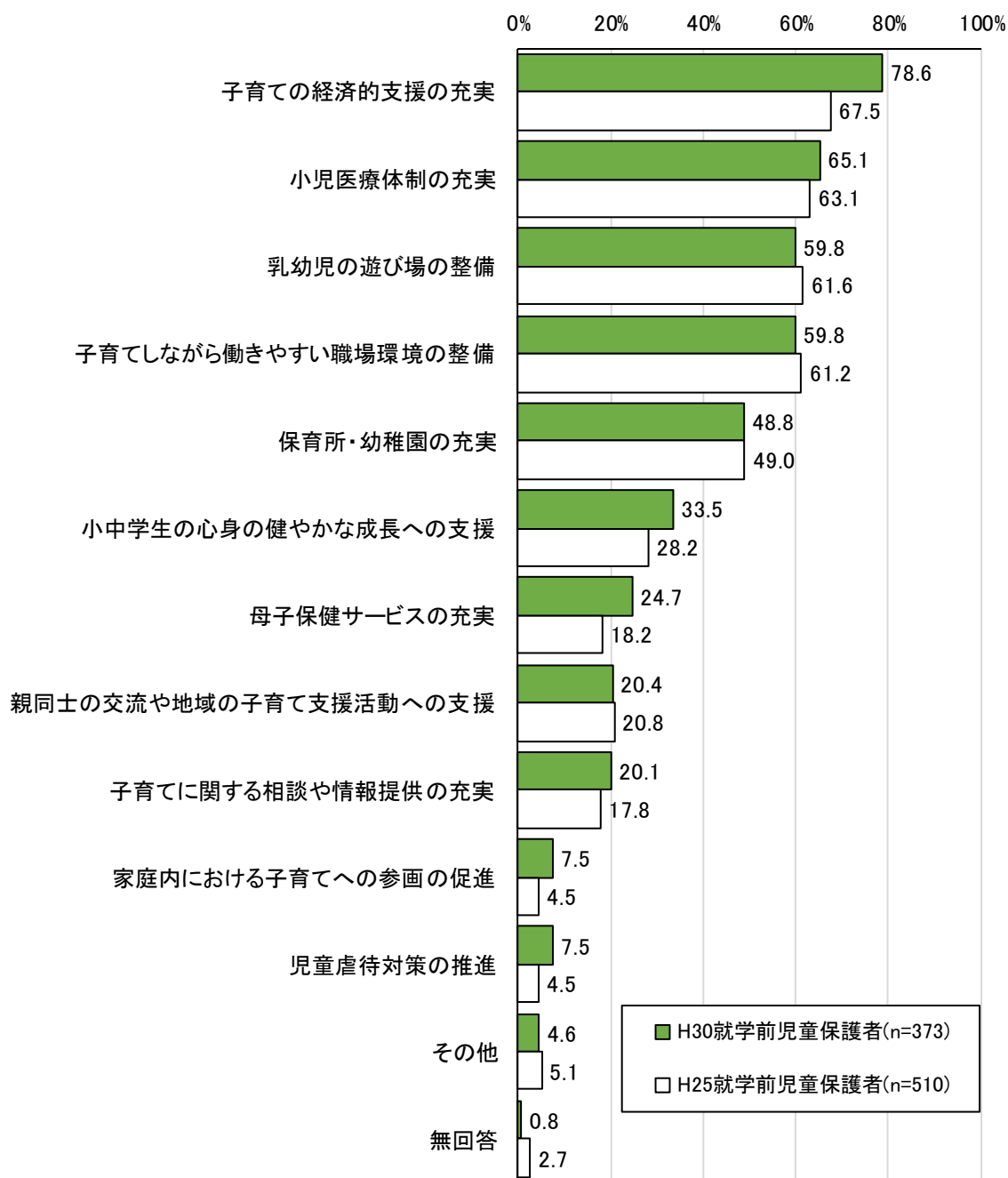


(13) 子育てしやすいまちづくりのために重要な施策

子育てしやすいまちづくりのために重要な施策について、就学前児童の保護者では「子育ての経済的支援の充実」が78.6%で最も多く、次いで「小児医療体制の充実」が65.1%、「乳幼児の遊び場の整備」と「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」がともに59.8%、「保育所・幼稚園の充実」が48.8%となっています。

前回調査と比較すると、順位に大きな変動はありませんが、「子育ての経済的支援の充実」は11.1ポイント増、「母子保健サービスの充実」は6.5ポイント増となっています。

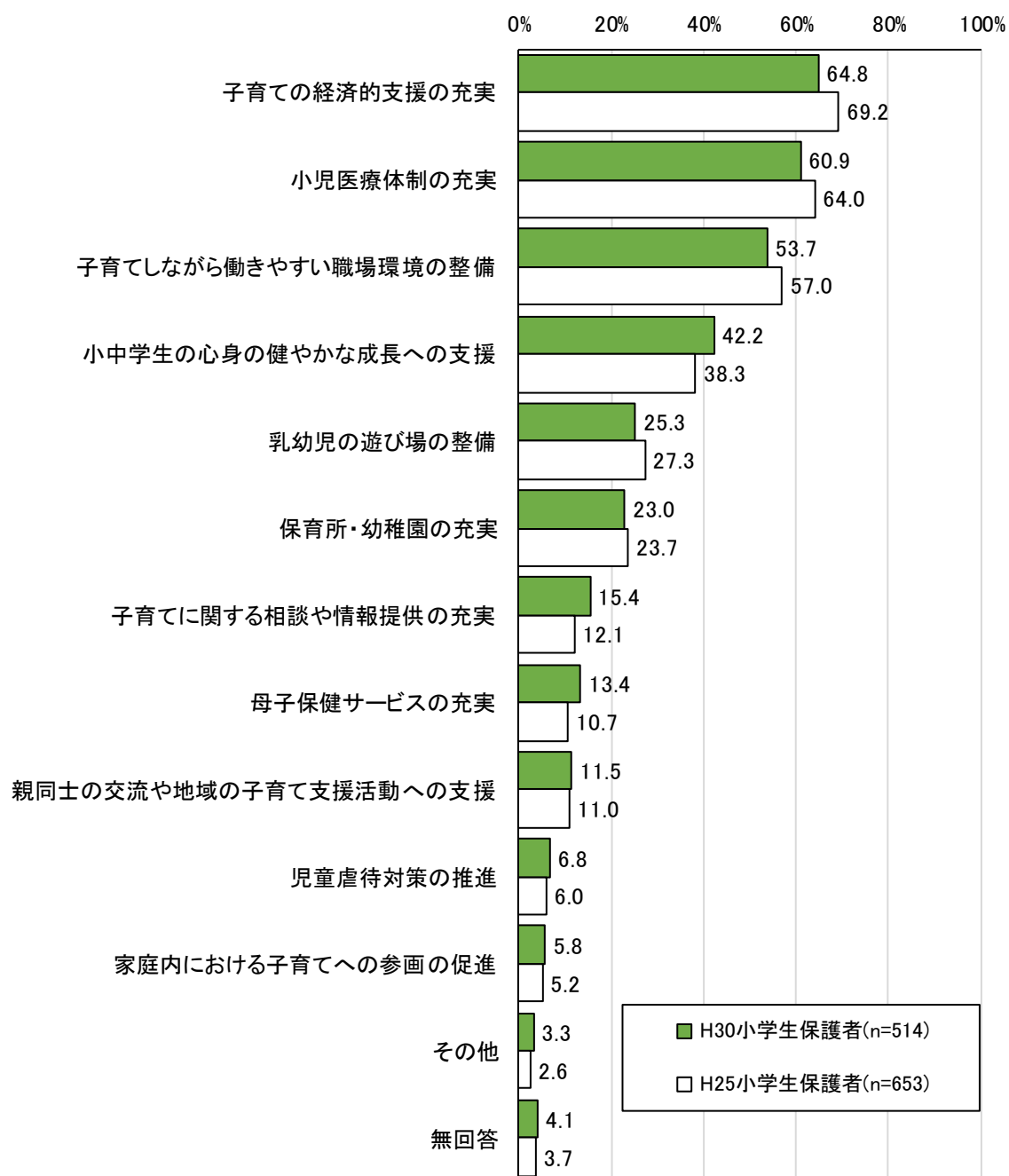
■就学前児童保護者・子育てしやすいまちづくりのために重要な施策【MA】



子育てしやすいまちづくりのために重要な施策について、小学生の保護者も「子育ての経済的支援の充実」が最も多く64.8%を占めており、次いで「小児医療体制の充実」が60.9%、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が53.7%、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」が42.2%、「乳幼児の遊び場の整備」が25.3%となっています。

前回調査と概ね同様の傾向が見られます。

■小学生保護者・子育てしやすいまちづくりのために重要な施策【MA】



7 本市の現状からみる課題

(1) 教育・保育事業の充実

県の市町村別保育所等利用待機児童数によると、本市では近年待機児童は発生しておらず、平成31年4月1日現在においても待機児童ゼロを達成しています。

しかし、アンケート調査によると、就学前児童のいる家庭では、現在6割強の母親が就労しており、休業中の母親を含めると8割弱となっています。

さらに、就労していない母親の3割強がすぐにでも就労したいと考えていることから、保育ニーズは高まっていくことが想定され、待機児童ゼロを継続するためにも、今後の母親の就労ニーズ及び保育ニーズを踏まえた、教育・保育事業の充実が求められます。

(2) 地域における子育て支援の充実

アンケート調査によると、子育てに関する相談先については、「祖父母等の親族」や「友人・知人」が大半を占めており、身近な人への相談が多くなっています。そのため、身近な人以外への子育てに関する相談機会が少ないとも言えます。

本市のひとり親家庭の割合は増加傾向にあり、少子化や核家族化がさらに進んでいく中で、孤立する子育て家庭が増加していくことも想定され、相談する相手が身近にいない家庭に対して、子どもや保護者が悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が求められます。

(3) 保健・医療体制の充実

アンケート調査によると、子育てしやすいまちづくりのための重要な施策について、「小児医療体制の充実」は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、重要度が高い施策として評価しており、具体的には、小児専門病院や病児保育の充実、予防接種の補助の拡充を希望する声が多くなっています。

このように、保健・医療に対するニーズは高くなっており、親子がともに安心して健康に過ごすことができる環境づくりが求められます。

なお、本市では、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を実施するため、平成31年1月に、子育て世代包括支援センター「ひだまり」を開設しており、市民への周知及び活用促進が重要です。

（４）ワーク・ライフ・バランスの実現

国勢調査によると、本市の働く女性の割合は増加傾向にあります。女性が結婚・出産期にあたる年代に労働力率が低下し、育児が落ち着いた時期に上昇するという「M字曲線」の差も年々小さくなっていることから、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。

しかし、アンケート調査によると、子育てしやすいまちづくりのための重要な施策について、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、重要度が高い施策として評価しており、また、今後就労を希望する母親も多くいることから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けたさらなる支援の充実が求められます。

（５）子どもを生みやすい、育てやすい環境づくり

アンケート調査によると、本市の子育てしやすさについて、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに過半数が子育てしやすいと思わない（そうは思わない＋どちらかということそうは思わない）と評価しており、子育てしやすいまちづくりが今後の課題と言えます。

また、子育てしやすいまちづくりのための重要な施策として、「子育ての経済的支援の充実」や「小児医療体制の充実」、「乳幼児の遊び場の整備」、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」などの割合が高くなっています。

第1期計画においては、子どもの医療費助成等の経済的支援の拡充や幼保連携型認定こども園の整備など、子育て環境の整備に取り組んでおり、今後も、関係各課及び関係機関等との連携・協働を図り、より子育てしやすい環境づくりを推進していくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 本市の子ども・子育て施策の方向性

「勝浦市総合計画」では、目指す将来都市像である「海と緑と人がともに歩むまち “元気いっぱい かつうら”」の実現に向けた施策を推進するにあたり、子ども子育て施策について、次の通り記載されています。

若い世代が安心して子どもを産み育てられるよう、「勝浦市次世代育成支援行動計画」に基づき、保育時間の延長や一時預かり、学童保育の充実に努めるとともに、保護者の子育てに関するさまざまな不安を解消することができるよう、育児相談や育児講座などの充実に努めます。

また、中学校修了前までの子どもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るほか、就学前児童数の動向や津波災害などを考慮し、保護者の理解を得ながら、保育施設の再編・整備を推進し、保育環境・サービスの充実に努めます。

あわせて、子どもが豊かな自然のなかで健康に伸び伸びと育つよう、家庭や地域が一体となって子育てに取り組むことができる体制づくりを推進します。

本計画の策定にあたっては、上記の考え方を本市における子ども子育て支援施策の方向性として位置付け、支援施策の在り方を検討・協議し、計画を策定しました。

2 計画の基本理念

◇◆基本理念◆◇

明るく元気な子どもと笑顔があふれるまち

本市では、上位計画である総合計画の将来像の実現とともに、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができるよう、子育て子育てを支援する地域社会づくりを目指しています。

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画の基本理念を継承します。



3 計画の基本目標

本計画では、基本理念の具体的実現に向け、次世代育成支援行動計画の目標を継承しつつ、子ども・子育て支援法の基本指針等に対応するため、次の基本目標を掲げます。

(1) 地域における子育て支援が広がる勝浦市

きめ細かい保育サービスで、保護者の負担軽減を図り、行政、住民、関係団体等による一体的な子育て支援を目指します。

(2) 子育て家庭の健康を守る勝浦市

安心して生み、健やかに育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を実施し、子育て家庭の健康を守ります。

(3) 生きる力と学ぶ喜びが育まれる勝浦市

就学前教育や学校教育を充実し、郷土への誇りと人を思いやる優しさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲を持った子どもたちの育成を図ります。

(4) 子どもが安心してのびのび育つ勝浦市

公園や道路等の生活環境が整備された中で、子どもたちが事故や事件に巻き込まれることなく、安全に安心して、のびのび育つまちを目指します。

(5) 支援が必要な家庭とともに歩む勝浦市

ひとり親家庭や共働き家庭、多様な困難を抱えた家庭等における児童の健全な育成を図るとともに、様々な補助金や手当、基金等によりそれらの家庭を支えます。



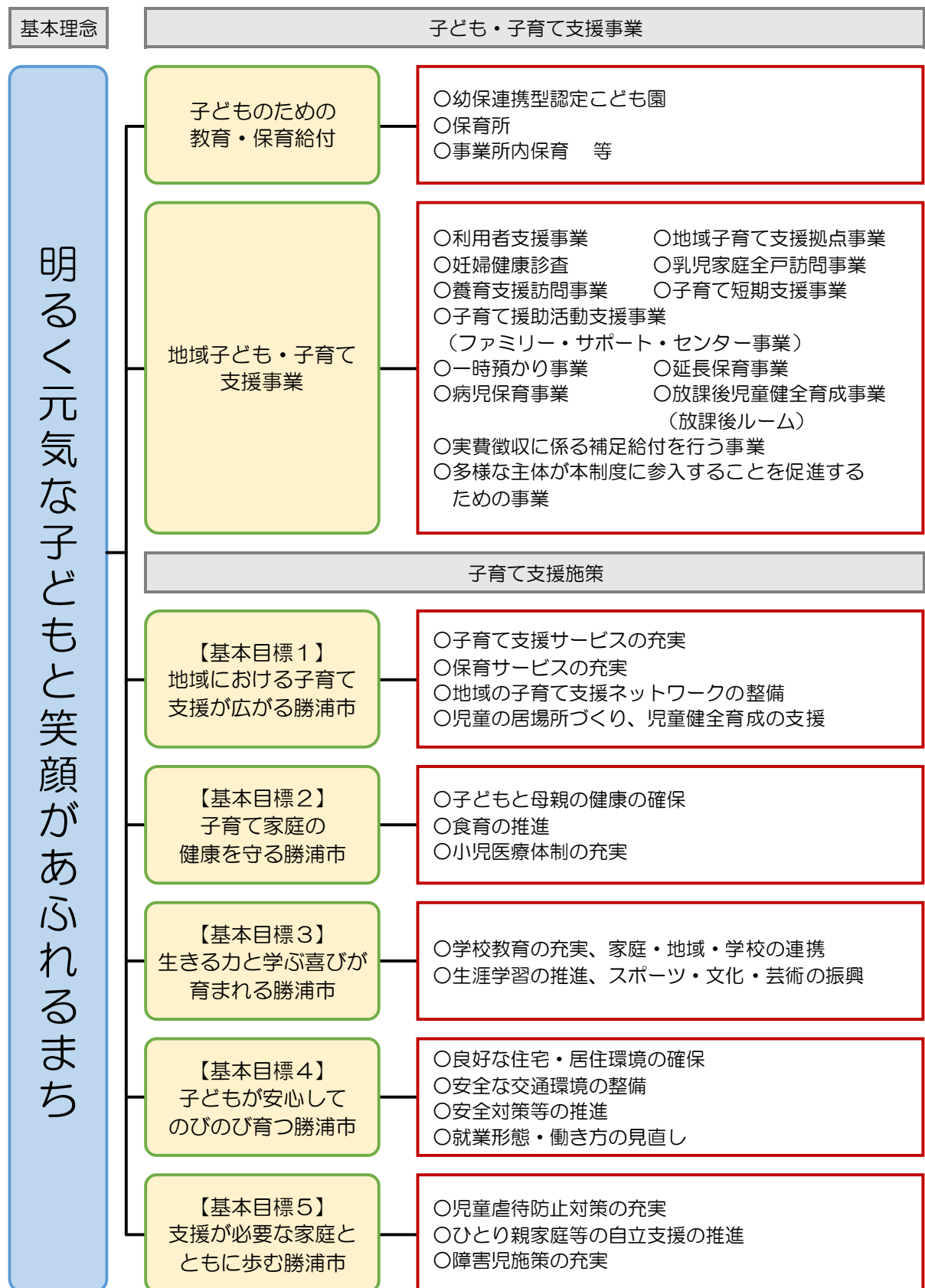
4 評価指標

本計画の基本理念である「明るく元気な子どもと笑顔があふれるまち」の実現に向けて、計画を推進します。

計画全体の評価指標として以下の4項目を設定し、子ども・子育て世帯、地域住民、教育・保育施設、関係機関等と連携を図りながら、目標達成に努めます。

評価項目	現状	目標	評価資料・備考
待機児童ゼロ（保育所等）	〇	〇	現状：勝浦市 （平成31年4月1日現在）
待機児童ゼロ（放課後ルーム）	〇	〇	現状：勝浦市 （平成31年4月1日現在）
勝浦市の「子育てのしやすさ」 【就学前児童保護者】	35.7	45.0	現状：アンケート調査（そう思う＋ どちらかということそう思うと 回答した割合・平成31年1月 実施）
勝浦市の「子育てのしやすさ」 【小学生保護者】	21.6	45.0	現状：アンケート調査（そう思う＋ どちらかということそう思うと 回答した割合・平成31年1月 実施）

5 施策体系



第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度の給付・事業は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付費と、小規模保育所等を通じた地域型保育給付費からなる「子どものための教育・保育給付」、未移行の幼稚園や特別支援学校を通じた施設等利用費からなる「子育てのための施設等利用給付」、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」、国が主体となって実施する「仕事・子育て両立支援事業」（平成28年に創設）により構成されます。

この制度のもと、地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、こども園・保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組めます。

■子ども・子育て支援新制度の全体像



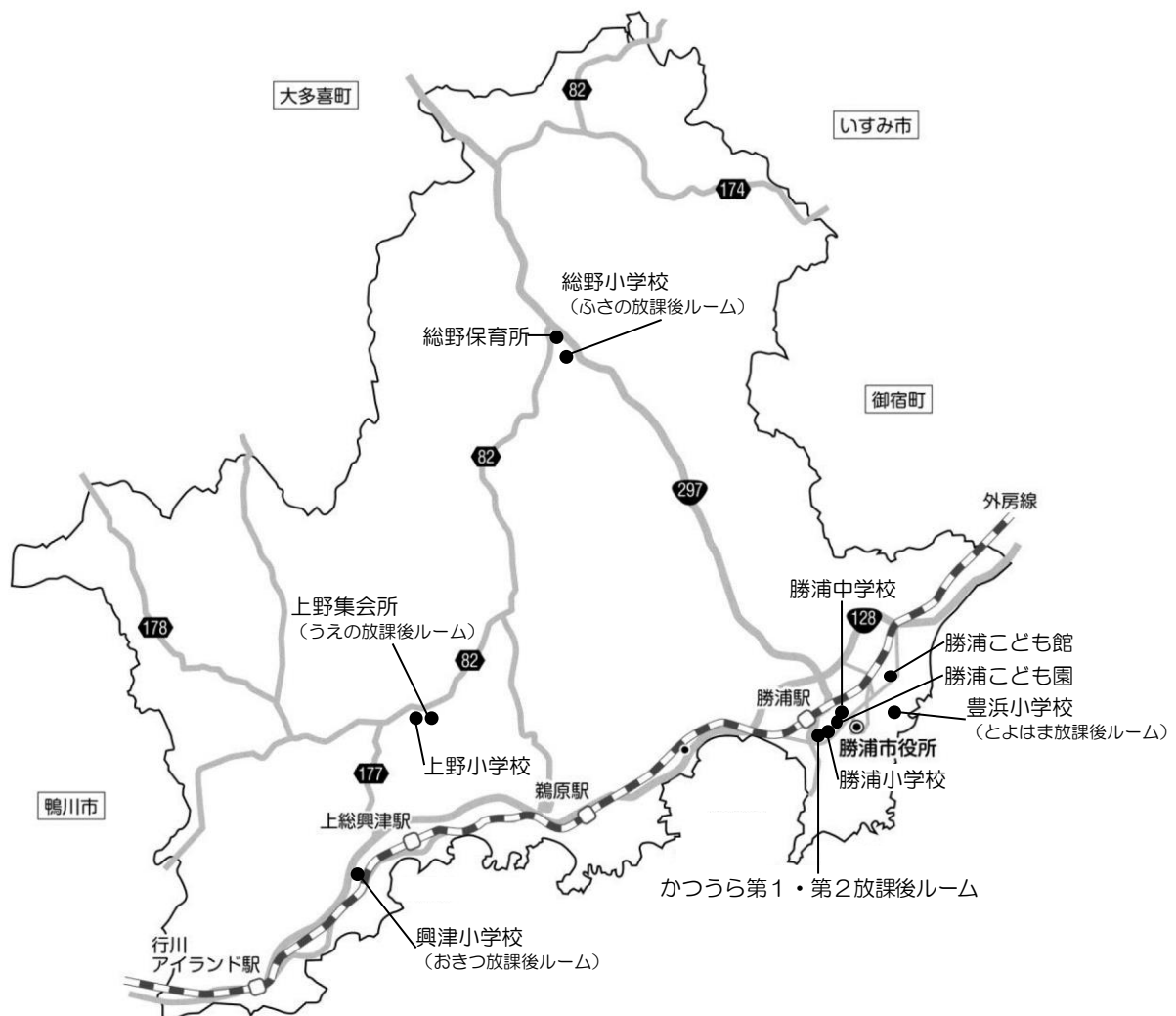
2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第61条第2項）です。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針によると、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本市では、ニーズ調査及び子ども・子育て会議での審議結果、各地域の子ども人口や資源の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域を次の1区域と設定します。

■本市の教育・保育施設の状況（令和2年4月予定）

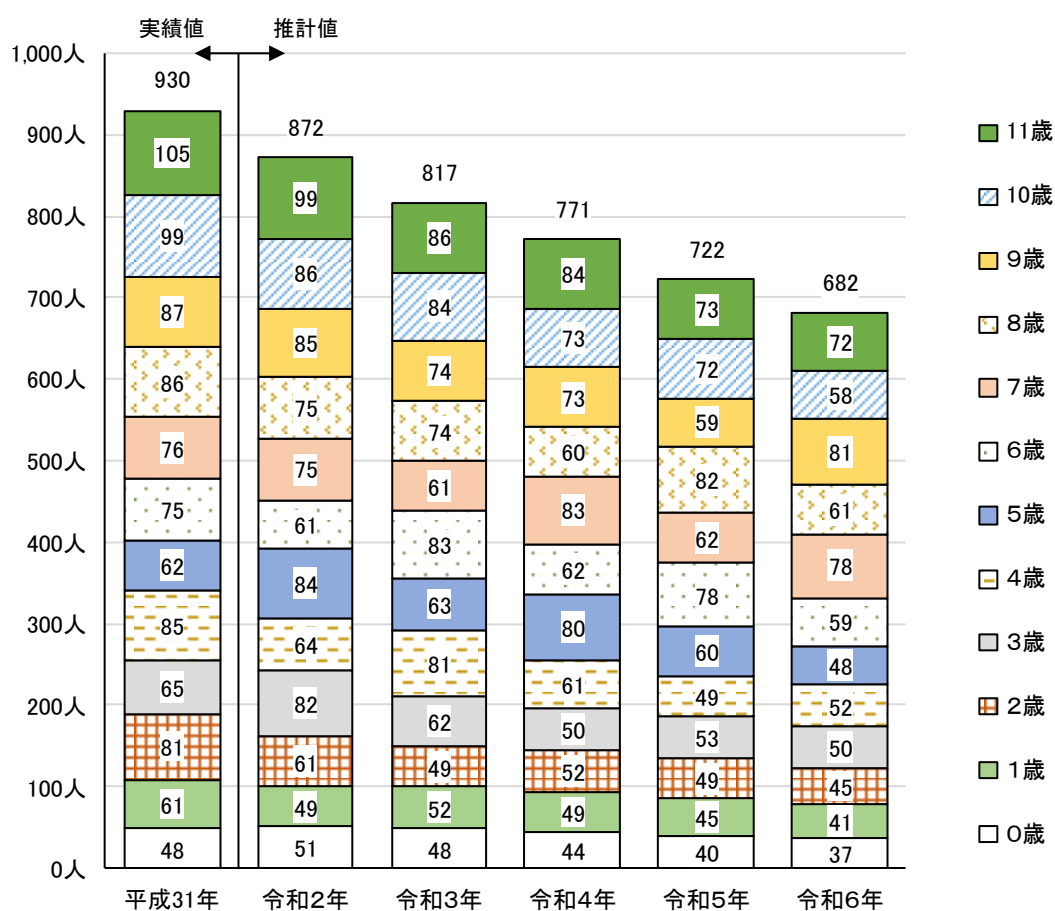


3 児童数の見込み

本計画の対象となる児童の見込みについては、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

12歳未満の児童数は、年々減少し、令和6年には682人となり、平成31年から248人の減少が見込まれます。

■児童数の見込み



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定(3～5歳)

市内では平成31年4月1日現在で、公立幼稚園1か所において事業を実施していましたが、令和2年1月からは、勝浦幼稚園と中央保育所が勝浦こども園(幼保連携型認定こども園)として整備されています。

■第1期計画の実績

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①児童数【3～5歳】(人)	260	248	217	220	212
②実績値(人)	36	36	33	35	30
③確保方策(人)	45	45	45	90	90
差③－②(人)	9	9	12	55	60
利用率②／①(%)	13.8	14.5	15.2	15.9	14.2

※各年4月1日現在の実績

■第2期計画の見込み

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①推計児童数【3～5歳】(人)	230	206	191	162	150
②量の見込み(人)	5	4	4	3	3
③確保方策(人)	教育・保育施設	15	15	15	15
	地域型保育事業	—	—	—	—
差③－②	10	11	11	12	12
利用率②／①(%)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

※各年4月1日現在の見込み

【確保方策及び今後の方向性】

- 保育料無償化の影響で、令和2年以降は量の見込みが実績値を大幅に下回ることが想定されます。
- 3～5歳の1号認定は、市内の認定こども園により、令和3年度には必要な事業量を確保できる見通しとなっています。

(2) 2号認定(3～5歳)

市内では平成31年4月1日現在で、公立保育所3か所、事業所内保育施設2か所において事業を実施しています。

■第1期計画の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①児童数【3～5歳】(人)	260	248	217	220	212
②実績値(人)	215	204	170	177	178
③確保方策(人)	278	278	278	233	233
差③－②(人)	63	74	108	56	55
利用率②／①(%)	82.7	82.3	78.3	80.5	84.0

※各年4月1日現在の実績

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①推計児童数【3～5歳】(人)	230	206	191	162	150
②量の見込み(人)	190	171	158	134	125
③確保方策(人)	教育・保育施設	280	280	280	280
	地域型保育事業	—	—	—	—
差③－②(人)	90	109	122	146	155
利用率②／①(%)	82.6	83.0	82.7	82.7	83.3

※各年4月1日現在の見込み

【確保方策及び今後の方向性】

- 一定の利用ニーズはありますが、児童数の減少に伴い、量の見込みも年々減少することが見込まれます。
- 3～5歳の2号認定は、市内の認定こども園及び保育所等により必要な事業量を確保できる見通しとなっています。

(3) 3号認定(0歳)

市内では平成31年4月1日現在で、公立保育所3か所、事業所内保育所2か所において事業を実施しています。

■第1期計画の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①児童数【0歳】(人)	80	71	75	59	48
②実績値(人)	1	2	5	5	1
③確保方策(人)	22	22	22	22	22
差③－②(人)	21	20	17	17	21
利用率②／①(%)	1.3%	2.8%	6.7%	8.5%	2.1%

※各年4月1日現在の実績

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①推計児童数【0歳】(人)	51	48	44	40	37
②量の見込み(人)	15	14	13	12	10
③確保方策(人)	教育・保育施設	20	20	20	20
	地域型保育事業	—	—	—	—
差③－②(人)	5	6	7	8	10
利用率②／①(%)	29.4	29.2	29.5	30.0	27.0

※各年4月1日現在の見込み

【確保方策及び今後の方向性】

○低年齢児の保育ニーズの高まりにより、実績値を上回る見込みとなっています。
 ○0歳の3号認定は、市内の認定こども園及び保育所等により必要な事業量を確保できる見通しとなっています。

(4) 3号認定(1・2歳)

市内では平成31年4月1日現在で、公立保育所3か所、事業所内保育所2か所において事業を実施しています。

■第1期計画の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①児童数【1・2歳】(人)	140	144	153	149	142
②実績値(人)	44	52	65	58	77
③確保方策(人)	95	95	95	95	95
差③-②(人)	51	43	30	37	18
利用率②/①(%)	31.4	36.1	42.5	38.9	54.2

※各年4月1日現在の実績

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①推計児童数【1・2歳】(人)	110	101	101	94	86
②量の見込み(人)	82	75	75	70	64
③確保方策(人)	教育・保育施設	85	85	85	85
	地域型保育事業	—	—	—	—
差③-②(人)	3	10	10	15	21
利用率②/①(%)	74.5	74.3	74.3	74.5	74.4

※各年4月1日現在の見込み

【確保方策及び今後の方向性】

- 低年齢児の保育ニーズの高まりにより、計画初年度は実績値を上回る見込みとなっています。
- 1・2歳の3号認定は、市内の認定こども園及び保育所等により必要な事業量を確保できる見通しとなっています。

5 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在、こども館と子育て世代包括支援センター（平成31年1月から実施）において事業を実施しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基本型・特定型（か所）	1	1	1	1	1
母子保健型（か所）	0	0	0	1	1

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型（か所）	2	2	2	2	2
母子保健型（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

〇引き続き、こども館及び子育て世代包括支援センターで事業を実施するとともに、勝浦こども園に併設される子育て支援センターにおいても実施し、事業の拡大を図ります。

〇基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

〇特定型

主に市町村の窓口において、待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

〇母子保健型

主に市町村の保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在、こども館において、子育てについての相談・情報の提供、助言等を行っています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

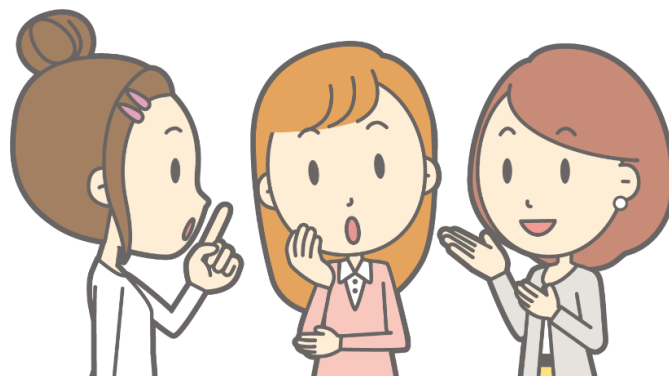
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人回）	3,684	3,659	4,281	3,380	3,326
実施か所（か所）	1	1	1	1	1

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人回）	5,232	4,836	4,740	4,428	4,056
実施か所（か所）	2	2	2	2	2

【確保方策及び今後の方向性】

〇引き続き、こども館で事業を実施するとともに、勝浦こども園に併設される子育て支援センターにおいても実施し、事業の拡大を図ります。



(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

母子健康手帳交付者全員に、母子健康手帳の別冊として妊婦健康診査の健診の受診券14回分を交付し、健康診査の受診を勧めています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診実績（人）	70	74	62	44	64

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	51	48	44	40	37

【確保方策及び今後の方向性】

- 本計画期間における推計児童数から事業量を見込んでいます。
- 今後も妊婦の健康保持及び増進のため、継続して受診環境の向上に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の相談や、子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

現在、母子健康手帳交付時や出生届時に新生児訪問について説明し、地区担当保健師が訪問を実施し、情報提供及び保育環境等の把握をしています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実績（人）	70	74	62	44	64

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	51	48	44	40	37

【確保方策及び今後の方向性】

- 市内の対象家庭すべての訪問を想定し、推計児童数から事業量を見込んでいます。
- 今後も継続して訪問を実施し、乳児家庭環境の向上を図ります。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

新生児訪問や乳幼児相談等で養育支援が必要な家庭に対し、地区担当保健師により訪問し、養育についての指導・助言等を実施しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実績（人）	9	4	6	3	6

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	5	5	4	4	4

【確保方策及び今後の方向性】

- これまでの訪問実績等を踏まえ事業量を見込みます。
- 今後も養育が必要な家庭の把握に努め、適切な養育の実施に努めます。

◎要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

地域における児童虐待防止に関するネットワークとして、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待未然防止・重症化防止の具体策について、関係機関、関係団体による情報交換、情報共有により支援策の検討・実施・評価を行う事業です。

「勝浦市要保護児童対策地域協議会」を開催し、関係機関との連携強化を図るほか、状況に応じて個別支援会議を開催するなど、関係機関と連携して児童の安全確保等に努めます。

【確保方策及び今後の方向性】

- 状況に応じて個別支援会議を開催し、迅速かつ適切な支援策の検討を実施していくとともに、個別支援の状況把握・評価を定期的に行い、関係機関の連携のもと、適切な支援が継続されるよう努めます。
- 子育て世代包括支援センターとの連携が必須であるため、定期的なカンファレンスを実施し、情報共有等を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

現在、適当な児童養護施設等がないことから事業は未実施となっています。

【確保方策及び今後の方向性】

○今後の子ども・子育て世帯のニーズ等に応じて、適切な対応を図ります。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

事業を行う会員の確保が困難なことから、現在は未実施となっています。

【確保方策及び今後の方向性】

○アンケート調査において、利用ニーズとしては算出されていませんが、今後の子ども・子育て世帯のニーズ等に応じて、会員の確保方策及び事業実施の可能性について検討します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園における預かり保育に該当する事業であり、本市では未実施となっています。

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

幼稚園型を除く一時預かり事業であり、第1期計画期間は上野保育所において、おおむね1日3名の範囲内で一時預かり事業（余裕活用型）を実施していましたが、勝浦こども園の開園に合わせて、一時預かり事業の実施場所を上野保育所から勝浦こども園に移動し、実施します。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人）	196	281	166	213	150
確保方策（人）	290	290	290	290	290
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	625	560	536	473	432
確保方策（人）	870	870	870	870	870
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

- 幼稚園型の一時的預かり事業については、3～5歳の1号認定が少人数で推移することが見込まれており、今後の利用ニーズに応じて、必要な事業量の確保について検討します。
- 保育所の余裕活用型については、利用ニーズが高まっており、勝浦こども園の開園に合わせて、一時預かり事業の実施場所を上野保育所から勝浦こども園に移動し、必要な事業量の確保を図ります。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現在未実施となっていますが、3か所の保育所において、平日7時半から8時及び16時から18時（上野保育所は通所時間を考慮し前後30分延長）、土曜日は中央保育所において、7時半から8時及び16時から18時の時間を時間外保育として対応しています。

【確保方策及び今後の方向性】

○認定こども園及び保育所において時間外保育の実施体制を確保するとともに、社会情勢や就労形態の変化等を注視し、必要に応じて延長保育の実施を検討します。

(10) 病児保育事業

病気や病気回復期の病児や、突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

病児保育事業の保育所での実施については、看護師等の配置や運用スペースの確保、病院での実施については、利便性等を検討する必要があるため、現在未実施となっています。

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	151	138	132	116	106
確保方策（人）	720	720	720	720	720
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

○第1期計画策定時から引き続き、一定の利用ニーズが見込まれます。

○令和2年度から、勝浦こども園において「病後児対応型」として事業を実施します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在、かつうら第1放課後ルーム、かつうら第2放課後ルーム、おきつ放課後ルーム、うへの放課後ルーム、ふさの放課後ルーム、とよはま放課後ルームの6か所を開設しています。

第1期計画では、各ルームにおいて小学校高学年の受け入れを開始したことから、4年生以上の利用実績が増加しています。

■第1期計画の実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人）	1年生	52	50	50	47	51
	2年生	63	52	49	50	45
	3年生	49	61	52	43	46
	4年生	18	21	32	31	35
	5年生	3	11	15	10	20
	6年生	0	2	7	11	10
	①合計	185	197	205	192	207
②確保方策（人）		216	216	216	270	270
差②－①（人）		31	19	11	78	63
確保方策（か所）		6	6	6	6	6

■第2期計画の見込量と確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人）	1年生	39	53	40	51	38
	2年生	51	40	55	41	53
	3年生	49	48	39	52	39
	4年生	43	37	36	28	39
	5年生	19	18	16	15	12
	6年生	11	9	9	8	8
	①合計	211	206	195	196	189
②確保方策（人）		270	270	270	280	280
差②－①（人）		73	64	68	70	72
確保方策（か所）		6	6	6	6	6

【確保方策及び今後の方向性】

- 児童が身近な地域で利用できるよう、引き続き、各小学校区で放課後ルームの運営を継続します。また、令和2年度から運営を民間事業者に委託する公設民営に移行し、利用時間の拡大や質の向上を目指します。あわせて、計画期間中の令和5年度に「新かつうら放課後ルーム」（定員120人予定）を開設し、必要な事業量の確保を図ります。
- 新・放課後子ども総合プランの推進にあたって、放課後ルーム及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施を図るため、事業の周知や情報提供等を行うほか、地域の実情に応じて、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組みます。
- 障害のある子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもの受け入れについては、関係機関等と連携を図りながら、子どもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中、国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中、国の動向等を踏まえながら、必要に応じて実施を検討します。

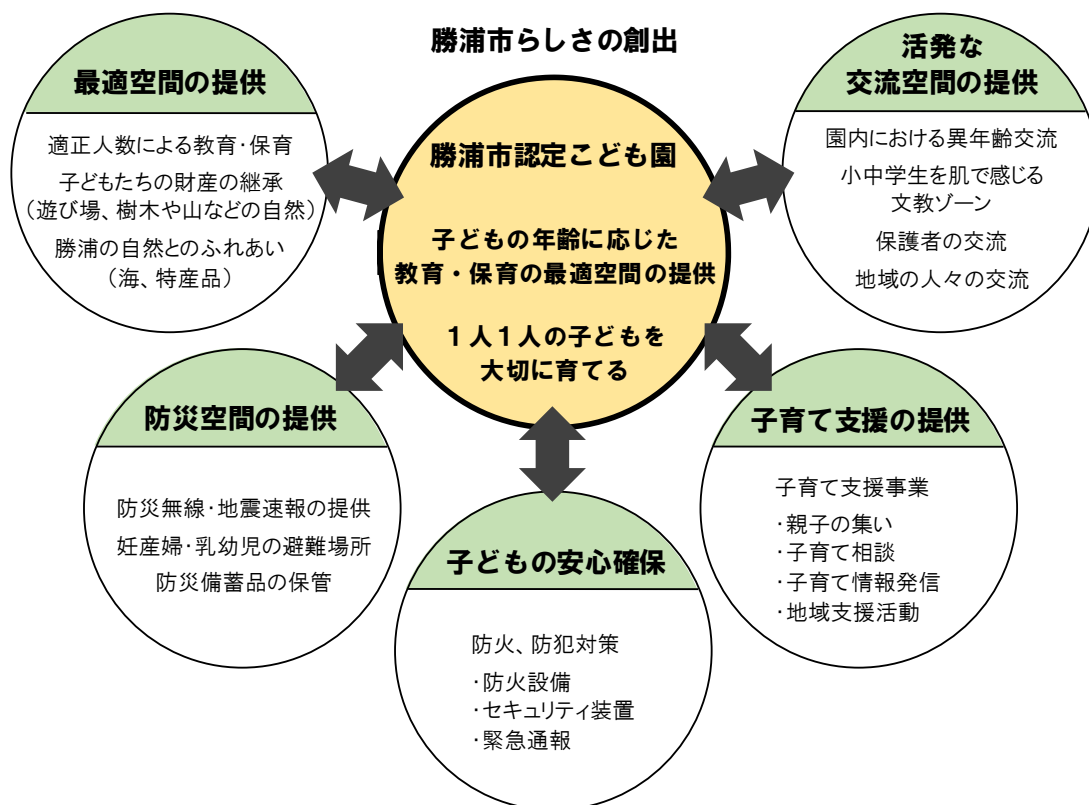
6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、「幼児教育」「保育」「子育て支援」を総合的に提供することができるとともに、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることから、本市では、平成26年度に「勝浦市認定こども園整備に向けた基本構想・基本計画」を策定し、令和2年1月に幼保連携型認定こども園（勝浦こども園）を1か所開所しました。

今後も、子育て世代における保護者の新たな保育ニーズに対応した保育環境・サービスを展開する「認定こども園」の運営を通して、子育て世代の定住促進や地域力の向上につながるまちづくりを目指します。

認定こども園整備のコンセプト



(2) 質の高い幼児期の教育・保育について

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保連携に関する研修や、視察等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 幼保小連携の取組の推進について

こども園・保育所の教諭や保育士が交流事業等を通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、就学前から小学校への円滑な接続を目指し、保育所・認定こども園・小学校が連携し、小学校への体験入学や幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう、連携を進めます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

1 地域における子育て支援が広がる勝浦市

(1) 子育て支援サービスの充実

次代を担う子どもたちが、地域の中で生まれ、健やかに育つことができるよう、総合的な子育て支援サービスの充実に努めます。

また、子育てに関する行政サービスや窓口健康相談等を実施し、出産や子育てに関することや子育て支援の情報を提供する他、様々な子育て支援ニーズに対応する相談に努めます。

相談支援にあたっては、相談件数が増加傾向にあることを踏まえ、資質向上及び体制の確保に努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
1	継続	子育て支援相談窓口事業	福祉課	研修会を実施し、保育士の資質の向上を図るとともに、保育所において子育て相談窓口を開設し、母親等が常時相談できる体制を整えます。
2	継続	地域子育て支援拠点事業	福祉課	子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実に努め、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。
3	継続	児童手当支給事業	福祉課	増加する養育費に対応するための経済的支援を目的に、中学校修了前までの児童を扶養する保護者に対し、児童手当を支給し子育て支援を行います。
4	検討	住民参加型の保育サービス	福祉課	多様な保育ニーズに答えるため、保育資源としての家庭的保育や住民参加型住民サービス等について、市民への周知を図ります。
5	継続	保育料支援の検討	福祉課	保育料の保護者負担の軽減について検討します。

(2) 保育サービスの充実

乳児期の保育及び幼児期の教育・保育が、子どもの健やかな成長と心身の発達において重要なものであることを踏まえ、子どもと保護者に対し、安定した教育・保育施設（こども園・保育所）の提供を行うとともに、必要な体制の確保に努めます。

また、地域における子育て支援等を円滑に行っていくことができるよう、適切な支援や情報提供を行います。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
6	継続	通常保育事業	福祉課	安心して子どもを預けられるよう、保育サービスの質の向上を図ります。
7	継続	乳児保育促進	福祉課	市内全保育所において乳児保育を実施しており、今後も乳児及び3歳未満児に対し乳児保育の充実を図ります。
8	継続	障害児保育事業	福祉課	市内全保育所において障害児保育事業を実施しており、今後も、保護者の要望を踏まえ、保護者の経済的・精神的負担を軽減し、子育て支援を図ります。
9	継続	休日保育事業	福祉課	休日保育について、保護者のニーズを勘案しながら実施について、検討します。

(3) 地域の子育て支援ネットワークの整備

地域における子育て支援への関心の喚起や、活動の促進、人材の育成等を通して、地域全体の子育て力の向上を図ります。

また、こども園・保育所での幼児教育・保育、子育て支援、就学前教育の在り方等を検討し、乳幼児にとってよりよい教育・保育体制を目指して、関係機関と協議します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
10	継続	福祉・保健・介護に関する総合相談窓口の充実	福祉課 市民課	相談窓口の充実を図り、各種市民団体活動への支援を充実するとともに、健康づくり情報の収集等を通して連携を強化します。
11	継続	福祉サービス調整	福祉課 学校教育課	福祉課・学校教育課・こども園長・保育所長・児童館長による子育てサポート庁内連絡会議において、保健・医療・福祉の連携体制を整え、その充実を図るとともに、適切なサービスの提供を図ります。
12	継続	子育てボランティア団体・市民団体の育成支援	福祉課 生涯学習課	子育てに関わるボランティア団体・市民団体等について、育成・支援を図ります。
13	継続	子どもの見守り体制の強化	学校教育課	小学生の下校時に、防災行政無線による子どもの帰宅を告げるアナウンスを行います。 また、地域の声掛けによる協力のもと、子どもの見守り体制の強化を図ります。
14	継続	民生委員・児童委員、主任児童委員との交流支援	福祉課	地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員、主任児童委員の交流機会を促進し、地域のボランティアとして、関係機関と連携し、児童の健全育成の確保を図るための支援を行います。

(4) 児童の居場所づくり、児童健全育成の支援

児童館を主要な子どもの居場所として位置付け、子どもの年齢にあった遊びができるよう充実を図ります。

また、地域の団体や機関と連携・協働して、子どもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
15	継続	放課後児童健全育成事業	福祉課	昼間保護者のいない家庭の児童の安全確保と遊びを通しての健全育成を図ります。 また、認定こども園の整備に関連して放課後ルームを拡大します。
16	継続	児童館事業の推進	福祉課	遊びを通じて子どもの自主性、社会性、創造性を育み、異世代間や地域との交流の場や乳幼児を抱える保護者の悩みの相談の場として、各種事業の充実を図ります。
17	継続	青少年のつどい大会	生涯学習課	健全な青少年の育成を図ることを目的に、児童健全育成の支援の一環として各種青少年の大会を開催します。
18	継続	スポーツ教室の開催	生涯学習課	青少年育成事業の推進の一環として、スポーツを気軽に楽しみ、ルールの習得や健康づくりができるよう、ソフトテニス教室等のスポーツ教室を開催します。
19	継続	各種スポーツ団体育成及び連携強化	生涯学習課	各種団体の育成に努め、各種スポーツ団体活動への支援を充実し、育成強化に努めます。
20	継続	学校体育施設開放事業	生涯学習課	スポーツ振興で健康づくりを推進するため、学校体育施設の開放を市内の体育館のある全学校で実施します。
21	新規	地域学校協働活動事業	生涯学習課	地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が連携・協働して様々な活動を行います。
22	変更	総合型地域スポーツクラブの育成	生涯学習課	子どもから高齢者まで多様な年代の市民が、初心者から上級者まで、いろいろなメニューを選んでともに楽しめる自主的なスポーツクラブである「総合型地域スポーツクラブ」を促進します。
23	継続	芸術文化交流センターの活用	生涯学習課	親子や子どもの交流の場として、芸術文化交流センター（キュステ）の活用を促進します。
24	継続	公園の整備事業	福祉課 都市建設課	幼児や児童が保護者とともに楽しく過ごすことができるよう公園の整備に努めます。

2 子ども・子育て家庭の健康を守る勝浦市

(1) 子どもと母親の健康の確保

乳幼児が心身ともに健やかに成長し、保護者が安心して子育てできる体制の整備を図るとともに、安全で快適な妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保に努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
25	継続	教育・相談事業	福祉課	子ども同士のふれあいや親同士の交流・情報交換の機会の提供及び仲間づくりを促進し、楽しく育児ができるようサポートするために各種教育・相談事業を継続実施します。 また、親子の愛着形成に繋がるような支援やいつでも相談できる関係づくりを行い、他機関と連携しながら育児支援を行います。
26	継続	健康事業	福祉課	乳幼児健診を継続し、子どもたちの健康の保持増進を図ります。 また、乳歯のむし歯を予防していくため、医療機関と連携し、フッ化物塗布を実施します。
27	継続	健康管理システム事業	福祉課 市民課	検診の事後指導や訪問・健康教育に活用するため、システムの効果的な活用を続け、予防接種の未接種者の解消を図ります。
28	継続	健診・予防医療体制の充実	福祉課	健康診査結果の必要に応じて、適切な医療を受けられるよう支援し、訪問指導、専門機関への受診勧奨等を実施します。 また、疾病の早期発見・早期治療のために健康診査等を実施するとともに、訪問指導を行います。
29	継続	地域医療の充実	市民課	少子高齢化の進行や住民ニーズの変化に対応した地域医療システムの確立と地域医療全体の向上を目指して、地域内の病院、診療所等との連携が取れるよう働きかけていきます。
30	継続	母子保健の知識の普及・健康指導・周知	福祉課	母子健康手帳の交付等により、母子保健の知識の普及・健康指導・周知を行います。
31	継続	ことばの相談の推進	福祉課	子どもの言葉の遅れや発音が気になる保護者に対して、言語聴覚士による個別相談や、言語聴覚士や保育士による集団遊びの場を実施し、地域の育児スキルの向上を図ります。
32	継続	事故防止の啓発の強化	福祉課	各種母子保健事業実施時や出生通知書の提出時等に、事故防止に関わるパンフレット等を配布し、周知啓発を行います。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
33	継続	小児生活習慣病等の予防の推進	学校教育課 福祉課	小児生活習慣病の予防に向け、母子保健分野と学校保健分野が連携しながら、親子への生活習慣の指導等、対策を進めます。
34	継続	保健衛生の向上	学校教育課 市民課	健康福祉センターや給食センター等と連携し、新型インフルエンザ等の感染症やO157等の食中毒、ダイオキシン等の環境ホルモンに対する衛生対策を推進します。
35	継続	思春期保健の強化	福祉課 学校教育課	母性の健康管理についての教育や、性感染症、喫煙・飲酒・薬物乱用防止対策等、思春期保健の強化を図り、健全な思春期世代への正しい知識の普及に努めます。

(2) 食育の推進

乳幼児期より、生涯の健康につながる食生活の基礎づくりのため、様々な機会を活用し、家庭や地域での食育を進めるとともに、こども園・保育所等においては、給食や体験学習を通し「食」の大切さを周知します。

また、地域で生産されたものを地域で消費する「地産・地消」の推進を図り、季節毎の旬の食材のことや地域の食文化への関心を深めることに努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
36	継続	食育の推進	農林水産課 市民課 福祉課 学校教育課	食育については、県をはじめとする各関係機関及び団体と協力し、保健分野、こども園、保育所、小中学校のそれぞれにおいて、離乳期から学齢期まで、子どもの発達段階に応じたきめ細かな推進を図ります。 また、海や山からの恵まれた食を通じて、子どもたちの食育の推進を図ります。
37	継続	学校給食における地産・地消の推進	学校給食 共同調理場	最も身近な「食」において地域で生産された食品を食することによって、地域の文化・伝統・産業等に興味・関心を持つ機会を増やすことを目的とするため、地産食品の安定供給に努めます。

(3) 小児医療体制の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう地域医療体制の整備に努めるとともに、子どもの発達段階に沿った一般的に起こりうる症例と家庭での対処法や、救急医療受け入れ先等の情報を提供できる体制を構築します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
38	継続	子ども医療費支給事業	福祉課	0歳から中学校3年生までの児童・生徒に対し入院及び通院に係る医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。また、今後、対象者の拡大（高校生）について検討します。
39	継続	小児医療体制の充実促進	福祉課 市民課	かかりつけ医の必要性に関して、より一層の周知に努めます。また、継続して、国・県等に小児医療の充実を要請します。
40	継続	小児救急医療の充実	福祉課 市民課	常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急医療体制の充実とそれぞれのネットワークの強化を関係機関に要請します。また、継続して、国・県等に救急医療体制の改善について要請します。
41	継続	医療や医療機関についての情報提供の充実	福祉課 市民課	各種母子保健事業や広報等で、子どもの発達段階に沿って起こりうる症例と家庭での対処法を指導します。また、救急医療受け入れ先等の情報を提供できるよう、医療機関等との情報連携を図ります。
42	継続	不妊医療・周産期医療体制の充実	福祉課	安心して出産できるよう、県に対して不妊医療や周産期医療の充実を要請するとともに、市外の医療機関等との連携に努めます。

3 生きる力と学ぶ喜びが育まれる勝浦市

(1) 学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携

各学校がそれぞれの特徴を生かしながら、子どもたちの個性を伸ばし、創造性を育むとともに、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を培う教育を推進します。

また、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭・地域・学校がそれぞれの役割や責任を自覚し、連携・協働することで、地域社会全体の教育力の向上を図り、故郷を愛する心を育む教育に努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
43	継続	特色ある学校教育推進事業	学校教育課	児童・生徒の人間形成や「生きる力」の育成の一環として、総合的な学習の時間や社会体験学習、学校行事等を中心に、地域の自然や人材を活用した体験学習を行います。
44	継続	外国語指導助手招致事業	学校教育課	英語教育の充実及び国際理解の推進を図るため、外国語指導助手を市内こども園・保育所・小中学校に派遣します。
45	継続	中学生海外派遣事業	学校教育課	生活文化及び教育交流等を行い、国際理解を図るため、中学生を海外に派遣します。
46	継続	情報教育推進事業	学校教育課	子どもたちがＩＴの活用方法に慣れ親しみ、情報を自主的に活用できるよう、必要なＩＴ機器、ソフトウェア、コンテンツの充実を図ります。 また、教職員のＩＣＴ機器活用能力の向上に努めます。
47	継続	心の教室相談活用事業	学校教育課	悩み等をもつ児童生徒の心のケアを図るため、スクールカウンセラーを小中学校に配置し、生徒の心のケアを図ります。
48	充実	勝浦中学校水泳指導事業	学校教育課	勝浦中学校の生徒を対象とし、国際武道大学の協力のもと、水泳指導・救命指導を実施します。
49	継続	自然をテーマとした学習の推進	生涯学習課	自然を通して自然環境の大切さを学ぶことのできる場と機会の充実を図るため、海の博物館等と連携し、地域に即した自然学習を実施します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
50	検討	校舎等大規模改修事業	学校教育課	快適な学習環境や生徒の安全の確保を図るため、また、地域住民の避難場所という重要な役割を担っていることから必要に応じて、補強工事、改修工事を実施します。 あわせて、個別施設管理計画に基づき、改築についても検討します。
51	継続	小学校の再編	学校教育課	社会性の醸成や互いに切磋琢磨し、自発性・協働意識等を培うためには、一定の学級規模が必要となることから、適正な学級規模を児童に提供するための小規模学校の再編を検討します。
52	継続	不登校やいじめ等への対応	学校教育課	地域、家庭、学校が連携し、スクールカウンセラー等による相談事業により、不登校やいじめを受けた児童・生徒、親への適切な指導に努めます。 また、適応指導教室等での学習など、個々に配慮した支援に努めます。

（２）生涯学習の推進、スポーツ・文化・芸術の振興

未来の勝浦市を築く豊かな心の育成を目指し、地域の自然や人々といった資源を活かしながら、家庭教育学級を充実するとともに、子どもたちの多様な生涯学習機会の創出に努めます。

また、地域のスポーツ・文化・芸術の振興を図ることにより、子どもたちの心身の健康の保持増進に努めるとともに、魅力あるまちづくりを推進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
53	継続	家庭教育学級	生涯学習課	児童を持つ保護者が、家庭において子どもの育成を図るために必要な知識と技能を習得できるよう、地域、学校、家庭の三者が一体となって、家庭の教育力向上を図ります。
18	継続	スポーツ教室の開催（再掲）	生涯学習課	青少年育成事業の推進の一環として、スポーツを気軽に楽しみ、ルール習得や健康づくりができるよう、ソフトテニス教室等のスポーツ教室を開催します。
19	継続	各種スポーツ団体育成及び連携強化（再掲）	生涯学習課	各種団体の育成に努め、各種スポーツ団体活動への支援を充実し、育成強化に努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
20	継続	学校体育施設開放事業（再掲）	生涯学習課	スポーツ振興で健康づくりを推進するため、学校体育施設の開放を市内の体育館のある全学校で実施します。
21	新規	地域学校協働活動事業（再掲）	生涯学習課	地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が連携・協働して様々な活動を行います。
22	変更	総合型地域スポーツクラブの育成（再掲）	生涯学習課	子どもから高齢者まで多様な年代の市民が、初心者から上級者まで、いろいろなメニューを選んでともに楽しめる自主的なスポーツクラブである「総合型地域スポーツクラブ」を促進します。
23	継続	芸術文化交流センターの活用（再掲）	生涯学習課	親子や子どもの交流の場として、芸術文化交流センター（キュステ）の活用を促進します。

4 子どもが安心してのびのび育つ勝浦市

(1) 良好な住宅・居住環境の確保

子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らすことできる良質な住宅の供給支援や情報の提供に努めます。

また、衛生面や健康面に配慮した住宅、保育にかかわる支援施設の一体的整備や防犯性の向上など、安心して子育てできる居住環境を整備することに努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
54	継続	公営住宅整備事業	都市建設課	勝浦市営住宅長寿命化計画及び勝浦市営住宅整備計画に基づいて、維持補修を継続して行い、特に老朽化の著しい住宅については建替、改修を計画的に実施します。
55	継続	優先入居制度の活用	都市建設課	公営住宅の入居者募集は、入居者選考審査会により、扶養する子の人数、寡婦（夫）、生活保護世帯等、条件により優先して選考するように努めます。
56	継続	各地域におけるコンパクトな都市的土地利用の実現	都市建設課	都市・地域交流拠点の育成と快適な居住環境の形成に向けた土地利用の規制・誘導に努めます。
57	継続	市街地における安らぎの空間整備	都市建設課	市内の公園施設の維持管理を継続的に実施するとともに、定期的に遊具点検を行い安全管理に努めます。
58	継続	バリアフリーとユニバーサルデザインの推進	都市建設課	公共施設整備にあたって、バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮したまちづくりを推進します。

(2) 安全な交通環境の整備

子どもや保護者等が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備とあわせて、通学路の安全確保に努めます。

また、近年の事故情勢等を踏まえ、子どもたちや保護者、地域住民等に対する交通安全ルールの周知・啓発、意識の向上を図るための施策を推進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
59	継続	交通安全対策事業	都市建設課 学校教育課	歩行者の安全確保のため、国県道の歩道未設置地域について国と県に要望し、交通事故の防止と安全で円滑な道路環境の改善を図ります。また、道路環境の整備とあわせて、通学路の安全確保に努めます。
60	継続	交通安全施設整備事業	都市建設課	子どもや高齢者及び自転車等の安全を確保するため、道路の危険箇所ガードレール、カーブミラー等の新設、設置替えを実施します。
61	継続	交通安全啓発推進	総務課	勝浦警察署・交通安全協会・夷隅地域振興事務所・地域推進委員協議会等と連携し、年4回の交通安全運動実施期間にあわせて啓発を実施します。
62	継続	交通安全教室	総務課	交通安全協会の協力により、こども園・保育所及び小学校の児童に対して交通安全教室を実施します。

(3) 安全対策等の推進

子どもに最大限配慮した、地域が一体となった防犯、防災、安全対策を推進します。

特に防災対策については、学校等で実施している避難訓練教室において、消防署等の協力のもと、自然災害等から身を守る対処の仕方について理解を深めます。

また、教育内容の周知を図り、避難訓練等を通じて保護者や地域の方々の参加を促進し、地域ぐるみの防災教育が行われるように配慮します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
63	継続	防犯灯設置事業	総務課	犯罪防止を図るため、計画的な防犯灯の設置を進めるとともに、自治会が負担する防犯灯維持費に対し電気料金の一部を助成します。
64	継続	防犯関係団体支援事業	総務課	防犯カメラの設置、青色回転灯パトロール車を増やし防犯体制の強化を図ります。
65	継続	子どもに配慮した防災対策の推進	福祉課 学校教育課 総務課	こども園・保育所・学校等での防災訓練、防災教育を充実するとともに、避難・救助・情報提供等の各分野で子どもに配慮した防災対策に努めます。

(4) 就業形態・働き方の見直し

男女がいつも、ともに育児や家事を協力して行い、男女が社会のあらゆる場で、同じように活躍しあえる男女共同参画のまちづくりを推進します。

また、「仕事の質」と、「結婚、出産、育児や日々の日常生活の質」の両方を高めながら働き続けられる就労環境の整備を促進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
66	継続	女性施策事業の推進	企画課	男女共同参画計画に掲げる主要課題の解決を図るため、セミナーを開催する等、「男女共同参画社会」の実現に努めます。
67	継続	男女共同参画計画の推進	企画課	男女共同参画社会の実現を目指し各種事業を推進するとともに、国・県の動向や社会情勢の変化及び進捗状況等に応じ随時見直しを図ります。
68	継続	配偶者等による暴力の被害者対策の推進	福祉課	配偶者等による暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）の被害者対策について、県や近隣市町村、関係機関と連携しながら、相談等に努めます。
69	継続	女性の再雇用に対する事業所への啓発	観光商工課 企画課	国・県等の関係機関と連携し、出産や育児等により退職した女性の再雇用に対する事業所への啓発に努めます。
70	継続	特定事業主行動計画の推進	総務課	勝浦市特定事業主行動計画の適切な推進を図り、育児休業、部分休業等の子育て支援に関する制度の周知及び取得を促進します。

5 支援が必要な家庭とともに歩む勝浦市

(1) 児童虐待防止対策の充実

保健師や民生委員・児童委員、こども園、保育所、学校、家庭児童相談室、児童相談所、警察、医療機関等による「児童虐待防止ネットワーク」の構築を図り、児童虐待の防止と早期発見、早期対応に向けた体制づくりを進めます。

また、児童虐待防止に関係するスタッフによる、ケースワークや対処法等の研修拡充に努めるとともに、児童虐待に関する相談や通報窓口の周知徹底を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
71	充実	児童虐待防止のためのネットワークの強化	福祉課	勝浦市要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待防止の機能を持つ福祉・保健・教育の関係機関・施設・団体等に呼びかけるとともに、民生・児童委員等とも連携しながら、ネットワークの整備に努め、より迅速で効果的な対応に努めます。
72	充実	児童の適正な保護の促進	福祉課	警察や児童相談所等と連携した一時保護、乳児院・児童養護施設等への入所、里親による保護等の適切な対応に努めます。 また、勝浦市要保護児童対策地域協議会を活用した周知等を図ります。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等で養育されている子どもの健全育成のために、相談や援助等、支援体制の充実に努めます。

また、ひとり親家庭が自立した生活を営み、安心して暮らすことができるよう、経済的支援を実施するとともに、総合的な事業の実施を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
73	継続	ひとり親家庭等医療費助成事業	福祉課	通院については健康保険適用の自己負担が1,000円を超えた部分についての医療費を助成し、入院については食事療養費を除いた健康保険適用自己負担分を助成します。
74	継続	母子及び父子世帯等高校等就学補助事業	福祉課	補助対象児童1人につき2万円の高校就学費を補助します。
75	継続	小高御代祝金（基金）、福祉手当支給事業	福祉課	母子家庭における児童の入学及び就職時に祝金を支給し、福祉の増進を図ります。 なお、福祉手当は新たに身体障害者手帳又は、療育手帳を取得した方に支給します。
76	継続	石井久雄福祉手当支給事業（基金）	福祉課	福祉の増進に寄与し、児童の健全な育成を図るため、1名につき25,000円の手当を支給します。 なお、本事業は重度心身障害児及び交通遺児を扶養している方に支給します。
77	継続	児童扶養手当支給事業	福祉課	母子及び父子家庭等の保護者に対し手当を支給し、生活の安定及び自立の促進を図ります。
78	継続	母子・父子・寡婦福祉資金制度（県事業）	福祉課	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立を促進するため、貸付事業を行います。
79	継続	ひとり親家庭高等職業訓練促進費支給事業	福祉課	当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給するとともに、受講修了後に修了支援給付金を支給し、ひとり親家庭の生活の負担軽減及び生活安定に資する資格取得促進を図ります。
80	新規	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給事業	福祉課	母子家庭の母または父子家庭の父が就職に必要な資格を取得するために教育訓練講座を受講かつ修了した場合に受講費用の一部を支給し、ひとり親家庭の生活の負担軽減及び生活安定に資する資格取得促進を図ります。

(3) 障害児施策の充実

障害児や発達障害の気になる児童への総合的な支援に努めます。

なお、本市では、障害児施策については「勝浦市障害者計画」及び「勝浦市障害福祉計画」、「勝浦市障害児福祉計画」と整合を図り、施策の推進を図ります。

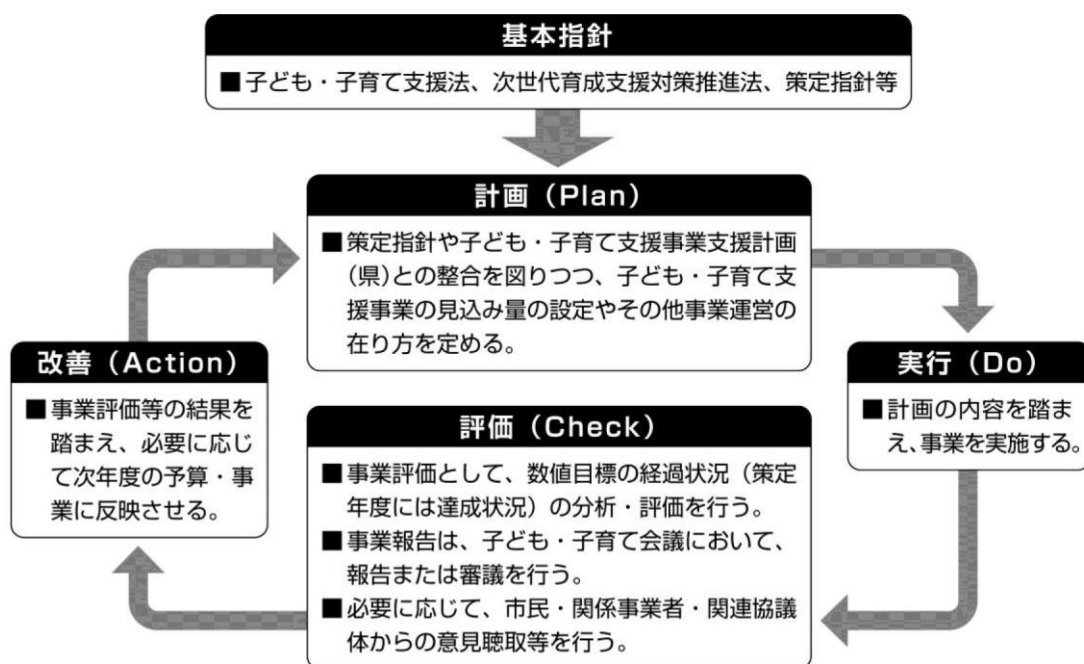
No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
81	継続	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	福祉課	障害児支援の利用実態及びニーズの把握を行い、教育、保育等の関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を計画的に推進します。
82	継続	経済的支援の充実	福祉課	障害者の生活安定及び経済的負担の軽減のために、特別児童扶養手当、障害児福祉手当・心身障害者福祉手当等の経済的支援を実施するとともに、制度の周知に努めます。
83	継続	未熟児養育医療	福祉課	身体の発育が未熟なまま生まれ、医師が入院養育を必要と認めた乳児を対象に医療の給付を行います。
84	継続	育成医療	福祉課	将来において障害を残すと認められる児童に対し、障害を除去・軽減するための治療が、早期かつ適切に行われるよう公費負担医療の給付を行います。
85	継続	障害・発達の遅れ等の早期発見・早期療育	福祉課	乳幼児へのよりよい関わりを促すために、発達相談事業を実施するとともに、臨床心理士及び保健師の個別相談を実施します。 また、こども館保育士による集団遊びを通し、母子のふれあいと社会性への広がりをつくることで、保護者の不安の解消につながるよう支援します。
86	継続	障害児保育・特別支援教育の充実	福祉課 学校教育課	こども園・保育所・小中学校で障害児や発達上気になる児童を受け入れ、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が行えるよう、受け入れ意識の高揚、保育・教育内容・技術の研修、補助員等人員の充実、施設の充実等に努めます。
87	継続	在宅福祉サービスの充実	福祉課	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
88	継続	福祉タクシー事業	福祉課	身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳を所持している方にタクシー利用券を交付し、障害児の外出及び社会参加を支援します。

第6章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

本計画の推進に向けて、各事業が円滑に実施されるよう、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

そのため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握を行い、その結果については、子ども・子育て会議に報告をする他、広報紙やホームページ等を通じて公表します。



2 情報提供・周知

本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報紙やホームページ等への掲載・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

3 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、こども園・保育所の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。

その中で、保育の広域利用、障害児への対応等、市の区域を越えた広域的な供給体制や子育て支援の基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、子育て家庭が安心して暮らせるよう努めます。

4 協働の支援体制づくり

よりよい子ども・子育て支援環境の実現を図るため、こども園・保育所との連携と協力のもと、計画の推進に向けて取り組みます。

また、家庭をはじめ、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により、勝浦市全体で子どもの健やかな成長を温かく応援する支援体制づくりを推進します。

（１）行政の役割

子ども・子育て支援について広く市民に知らせるとともに、国や県、関係機関等と連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進します。

（２）地域の役割

子どもの見守りなど、子ども・子育て家庭を対象とした様々な事業に関わりをもち、ボランティア活動やNPO活動などへの参加の拡大を図ります。

（３）家庭の役割

子育ての基本は家庭であるとの基本認識のもとに、子どもをひとりの人格をもった人間として尊重し、子育てを男女が協働して行います。

資料編

1 勝浦市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 20 日

条例第 19 号

（設置）

第 1 条 本市に、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、勝浦市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 会議の任務は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べるものとする。

- （1） 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- （2） 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- （3） 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- （4） 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

（組織）

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 教育関係者
- （3） 保育関係者
- （4） 子育て支援に関する事業に従事する者
- （5） 子どもの保護者
- （6） 公募の市民
- （7） その他市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会議は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 会議の事務は、福祉課子育て支援係において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年勝浦市条例第104号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年12月13日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 勝浦市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	選出項目	職名等	氏 名	役 職	備 考
1	学識経験者	元勝浦市教育長	松本 昭男	会長	
2	教育関係者	豊浜小学校長	岩瀬 俊一		
3		勝浦中学校長	井上 晴彦		令和元年5月まで
			海老根 道昭		令和元年6月から
4	保育関係者	勝浦幼稚園長 勝浦こども園長	丸 めぐ美		
5		上野保育所長	鈴木 和子		
6	子育て支援に関する 事業に従事する者	児童館長	新井 敏美		
7		放課後ルーム支援員	奥谷 恵		
8	子どもの保護者	幼稚園保護者	磯野 功統		令和元年5月まで
		幼稚園保護者 こども園保護者	大森 良幸		令和元年6月から
9		保育所保護者 こども園保護者	寺田 義輝		
10		小学校保護者	佐藤 啓史		令和元年5月まで
			新小田 健士		令和元年6月から
11		中学校保護者	田中 文江		令和元年5月まで
			栗原 春良		令和元年6月から
12	公募の市民		田中 紗英子		

3 計画策定の経過

日 程	経 過
平成 31 年 1 月 15 日 ～ 平成 31 年 1 月 25 日	○子育て支援に関するニーズ調査 ・調査対象者：就学前児童の保護者 468 件、小学生の保護者 554 件 ・有効回収数：就学前児童の保護者 373 件、小学生の保護者 514 件 ・有効回収率：就学前児童の保護者 79.7%、小学生の保護者 92.8%
平成 31 年 3 月 27 日	○平成 30 年度 第 1 回 勝浦市子ども・子育て会議 (1) 会議概要について (2) 勝浦市子ども・子育て支援事業計画について（ニーズ調査結果報告） (3) 勝浦市放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）について
令和元年 7 月 11 日	○令和元年度 第 1 回 勝浦市子ども・子育て会議 (1) 勝浦市子ども・子育て支援事業計画について (2) 勝浦市放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）について
令和元年 7 月 ～ 令和元年 12 月	○事務事業評価の実施 ○教育・保育事業等の量の見込み及び確保方策の検討
令和 2 年 1 月 21 日	○令和元年度 第 2 回 勝浦市子ども・子育て会議 (1) 勝浦市総合計画・第 4 次実施計画について (2) 勝浦市子ども・子育て支援事業計画について
令和 2 年 1 月 29 日 ～ 令和 2 年 2 月 19 日	○パブリックコメント ・意見等の受付件数 9 件

4 法制度に係る資料

(1) 子ども・子育て関連3法（抜粋）

①子ども・子育て支援法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

要綱

第一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めること。

(2) 計画策定に係る法律（抜すい）

①子ども・子育て支援法（再掲）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

②次世代育成支援対策推進法

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

第2期 勝浦市 子ども・子育て支援事業計画

発 行：勝浦市
編 集：勝浦市 福祉課
発 行 年 月：令和2年3月

〒299-5292 千葉県勝浦市新官 1343-1
TEL：0470-73-6618（直通）
ホームページ：<https://www.city.katsuura.lg.jp/>

